

# 参 考 資 料

令和 6 年 3 月

市 議 会 定 例 会

# 目 次

	内 容	頁
議案第5号	工事請負契約の変更（都市計画道路対馬江大利線 大利橋外1橋 橋梁工事（2期））	1
議案第6号	工事請負契約の変更（第四中学校区小中一貫校施設整備工事に係る外構工事）	2
議案第7号	製造請負契約の締結	3
議案第8号	製造請負契約の変更	4
議案第9号	財産の取得	5
議案第10号	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	7
議案第11号	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	10
議案第12号	寝屋川市手数料条例の一部改正	12
議案第13号	寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び寝屋川市手数料条例の一部改正	23
議案第14号	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	29
議案第15号	寝屋川市介護保険条例の一部改正	54
議案第16号	寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正	63
議案第17号	寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例の制定	66

	内 容	頁
議案第 18 号	寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正	68
議案第 19 号	寝屋川市水道事業給水条例の一部改正	70
議案第 20 号	寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定	72
議案第 29 号	包括外部監査契約の締結	110
議案第 30 号	交野市と寝屋川市とのし尿及び浄化槽汚泥の処分の事務委託	116
議案第 31 号	市道の廃止	117
議案第 32 号	市道の認定	122



(議案第 5 号関係)

## 工 事 請 負 契 約 の 変 更

工 事 名 都市計画道路対馬江大和線 大和橋外1橋 橋梁工事(2期)

### 変更事項

#### 契約金額

変更前 金1,090,089,000円  
(内消費税及び地方消費税の額 99,099,000円)

変更後 金1,176,995,600円  
(内消費税及び地方消費税の額 106,999,600円)

### ※ 理 由

現下における社会情勢や経済・景気の動向の影響による建設資材の高騰に鑑み、『工事請負契約約款』に定める「インフレスライド条項」\*を適用して、請負金額を増額するものである。

#### \* インフレスライド条項

『工事請負契約約款』第26条第6項において、「予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる」旨を定めている。(請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定めることとされている(同条第7項本文)。)

### 〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

(議案第 6 号関係)

## 工 事 請 負 契 約 の 変 更

工 事 名 第四中学校区小中一貫校施設整備工事に係る外構工事

### 変更事項

#### 契約金額

変更前 金157,230,700円  
(内消費税及び地方消費税の額 14,293,700円)

変更後 金153,800,900円  
(内消費税及び地方消費税の額 13,981,900円)

### ※ 理 由

現在、令和6年能登半島地震の被災地の復旧・復興に向けた電線ケーブルの供給に最優先で対応されているなか、電線ケーブルの入手が極めて困難となる状況が生じている。

そうした状況を踏まえ、寝屋川市立望が丘小学校・寝屋川市立望が丘中学校の開校が迫るなか、本件外構工事から「電線ケーブルの敷設」を除くこととし、当該部分に係る契約金額を減額するものである。

(なお、本件外構工事から「電線ケーブルの敷設」を除いても、当該小学校・中学校の運営には支障を来さない。)

### 〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

(議案第 7 号関係)

## 製造請負契約の締結

業 務 名 寝屋川市学校給食センター調理等業務委託

経 過

令和5年10月6日	プロポーザルの公募
令和5年10月6日 ＼ 令和5年10月30日	プロポーザル参加表明書等提出期間
令和5年11月8日 ＼ 令和5年12月15日	企画提案書等提出期間
令和5年12月26日	書類審査
令和6年2月2日	仮契約の締結

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

(議案第 8 号関係)

## 製 造 請 負 契 約 の 変 更

業 務 名 中学校給食に係る副食調理等業務 (第一中学校外 6 校)

### 変 更 事 項

#### 契約の目的

変 更 前 寝屋川市立中学校 (第一中学校、第四中学校、第五中学校、第六中学校、第七中学校、友呂岐中学校、中木田中学校) における学校給食の副食の調理等

変 更 後 寝屋川市立中学校 (第一中学校、第五中学校、第六中学校、第七中学校、友呂岐中学校、中木田中学校、望が丘中学校) における学校給食の副食の調理等

#### ※ 理 由

寝屋川市立第四中学校を令和 6 年 3 月 31 日をもって閉校し、寝屋川市立望が丘中学校を同年 4 月 1 日に開校することに伴い、対象校を変更する必要があるため。

#### 〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条



(議案第 9 号関係)

## 財 産 の 取 得

取得する財産 コミュニティバス車両

コミュニティバス車両の仕様

乗車定員	10 人
使用燃料	無鉛レギュラーガソリン
トランスミッション	オートマチック
総排気量 (L)	2, 693
最高出力 (ネット)	118kW (160PS)
燃料タンク容量 (L)	70
ドライブレコーダー	車体前後及び車内を録画
カーナビゲーション	SD、CD、ラジオ、バックガイドモニター含む
スライドドア	左側 (助手席側) 電動式の開閉機構
衝突回避装置	車体前後
その他装備	全座席のフロアマット、サイドバイザー、デジタルインナーミラー、乗降用の取っ手の長い手すり 等
車体寸法 (mm)	全長 5, 380 全幅 1, 880 全高 2, 285
室内寸法 (mm)	長 3, 525 幅 1, 695 高 1, 565

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	トヨタカローラ大阪株式会社 寝屋川店	23,481,819	落札	25,830,000
(2)	日産大阪販売株式会社 門真店	辞退		

経過

令和6年1月25日	指名競争入札の指名通知
令和6年1月25日 ↳ 令和6年2月7日	入札
令和6年2月8日	開札
令和6年2月9日	仮契約の締結

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第8号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

(議案第 10 号関係)

## 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

### 1 改正理由

「寝屋川市ユニーク経営賞選考委員会」を設置し、及び「寝屋川市地域公共交通協議会」を廃止するため、一部改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 附属機関の設置・廃止（別表関係）

ア 市長の附属機関として、次の委員会を設置する。

附属機関	担任事務
寝屋川市ユニーク経営賞選考委員会	ユニーク経営賞(働き方改革の推進等に関するユニークな取組を行っている事業者を表彰する賞をいう。)に係る選考についての審議に関する事務

イ 市長の附属機関について、「寝屋川市地域公共交通協議会」を廃止する。

#### (2) 附則

施行期日 令和6年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例

No.1

改正案		現行	
別表（第2条関係） 附属機関の属する 執行機関	附属機関	附属機関	担任事務
別表（第2条関係） 附属機関の属する 執行機関 市長	寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 いじめ問題再調査 委員会 (削る)	寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 いじめ問題再調査 委員会 <u>寝屋川市地域公共 交通協議会</u>	(略)    <u>地域公共交通網形 成計画の作成及び 実施についての協 議に関する事務</u>  (略)
	寝屋川市まち・ひ と・しごと創生総 合戦略検証委員会 ～寝屋川市建築住 宅賞選考委員会	寝屋川市まち・ひ と・しごと創生総 合戦略検証委員会 ～寝屋川市建築住 宅賞選考委員会  (新設)	(略)
	<u>寝屋川市ユニーク 経営賞選考委員会</u>	<u>ユニーク経営賞（ 働き方改革の推進 等に関するユニー クな取組を行って いる事業者を表彰</u>	

改正案		現行	
教育委員会	寝屋川市校区問題 審議会～寝屋川市 子ども読書活動推 進計画策定委員会 (略)	教育委員会	寝屋川市校区問題 審議会～寝屋川市 子ども読書活動推 進計画策定委員会 (略)
市長及び教育委員 会	寝屋川市立幼稚 園・保育所の在り 方に関する審議会 (略)	市長及び教育委員 会	寝屋川市立幼稚 園・保育所の在り 方に関する審議会 (略)

する賞をいう。)に  
係る選考について  
の審議に関する事  
務

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(議案第 11 号関係)

## 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部改正

### 1 改正理由

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の改正に伴い、規定の整理を行うため、一部改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 個人番号の利用範囲(第4条関係)

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の改正に伴い、同法の引用に係る規定の整理を行う。

#### (2) 附則

##### 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 寝屋川市の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u> _____ であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けなければならない。この限りでない。</p> <p>5 第3項 _____ の規定により特定個人情報を利用する場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 寝屋川市の執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けなければならない。この限りでない。</p> <p>5 第3項又は<u>前項の規定</u>により特定個人情報を利用する場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</p>

## 寝屋川市手数料条例の一部改正

### 1 改正理由

『宅地造成等規制法』の改正に伴い、同法に基づく事務に係る手数料の見直しを行うほか、『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』の改正に伴い、法令の引用に関する規定の整理を行うため、一部改正を行う。

#### 【備考】

『宅地造成等規制法』の改正の概要（関係部分）

- 宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定（規制区域の拡大）
- 農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等についても許可対象
- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準の設定
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、施工状況の定期報告・施工中の中間検査・工事完了時の完了検査の実施
- 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することの明確化
- 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等の命令
- 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に強化

### 2 改正内容

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法等に基づく事務に係る手数料の徴収（第7条関係）

ア 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の「盛土等の土地」における許可及び変更等に係る手数料を改正する。（第1号、第3号関係）

イ 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の「土石の堆積」における許可及び変更等に係る手数料を設定する。（第2号、第4号関係）

ウ 中間検査の義務化に伴い、中間検査に関する手数料を設定する。（第5号



関係)

エ 宅地造成及び特定盛土等施行規則第 88 条の規定に基づく書面の交付事務に係る手数料を改正する。(第 6 号関係)

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収(第 12 条の 3 関係)

引用する法律の名称を『建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律』に改める。

(3) 附則

ア 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

イ 経過措置

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号)附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号。以下「旧法」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料並びに旧法第 8 条第 1 項本文及び旧法第 12 条第 1 項の規定による許可があったことを証する書面の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

# 寝屋川市手数料条例

No.1

改正案	現行																										
<p>(宅地造成及び特定盛土等規制法等に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第7条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）の規定に基づき、当該各号の各号に掲げるものについては、申請者から徴収する。</p> <p>(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる盛土又は切土をする土地（以下この条において「盛土等の土地」という。）の面積の区分に応じ、同表の右欄に定める額</p> <table border="1" data-bbox="973 1120 1407 1971"> <thead> <tr> <th>盛土等の土地の面積</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500平方メートル以内のもの</td> <td>14,300円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td> <td>25,900円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td> <td>37,300円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの</td> <td>57,300円</td> </tr> <tr> <td>3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</td> <td>71,600円</td> </tr> </tbody> </table>	盛土等の土地の面積	金額	500平方メートル以内のもの	14,300円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	25,900円	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	37,300円	2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	57,300円	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	71,600円	<p>(宅地造成等規制法等に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第7条 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）の規定に基づき、事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1) 宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定に基づき、宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる切土又は盛土をする土地（以下この条において「切土等の土地」という。）の面積の区分に応じ、同表の右欄に定める額</p> <table border="1" data-bbox="829 188 1407 1052"> <thead> <tr> <th>切土又は盛土をする土地の面積</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500平方メートル以内のもの</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</td> <td>73,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの</td> <td>120,000円</td> </tr> </tbody> </table>	切土又は盛土をする土地の面積	金額	500平方メートル以内のもの	13,000円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	23,000円	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	33,000円	2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	51,000円	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	73,000円	10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	120,000円
盛土等の土地の面積	金額																										
500平方メートル以内のもの	14,300円																										
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	25,900円																										
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	37,300円																										
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	57,300円																										
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	71,600円																										
切土又は盛土をする土地の面積	金額																										
500平方メートル以内のもの	13,000円																										
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	23,000円																										
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	33,000円																										
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	51,000円																										
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	73,000円																										
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	120,000円																										

改正案		現行	
トル以内のもの		20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	180,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	96,300円	40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	270,000円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	150,600円	70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	360,000円
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	235,200円	100,000平方メートルを超えるもの	460,000円
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	377,200円	(2) 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査 1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が460,000円を超えるときは、その手数料の額は、460,000円とする。	
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	541,500円	ア 切土等の土地に係る宅地造成に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、切土等の土地の面積（イに規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の切土等の土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の切土等の土地の面積、当該計画の変更前の切土等の土地の面積が縮小する場合にあっては当該計画の変更前の切土等の土地の面積を減じた面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額	
100,000平方メートルを超えるもの	723,600円	イ 新たに切土等をする土地を加える宅地造成に関する工事の計画の変更については、新たに加える切土等をする土地の面積に応じ前号に規定する額	
(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可（土石の堆積に係るものに限る。）の申請に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる土石の堆積を行う土地（以下この条において「土石の堆積の土地」という。）の面積の区分に応じ、同表の右欄に定める額			
土石の堆積の土地の面積	金額		
500平方メートル以内のもの	12,100円		
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	15,100円		
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,800円		

改正案		現行
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	22,000円	ア ア及びイに掲げるもの以外の変更については、12,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	30,800円	(3) 宅地造成等規制法施行規則第30条の規定に基づく書面の交付事務 1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	34,800円	ア 宅地造成等規制法第8条第1項本文及び第12条第1項の規定による許可があったことを証する書面の交付
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	41,700円	980円
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	56,700円	イ 宅地造成等規制法第8条第1項本文及び第12条第1項の規定による許可が不要であることを証する書面の交付
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	77,400円	4,800円
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	115,400円	
100,000平方メートルを超えるもの	144,200円	
<p>(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可（土石の堆積に係るものを除く。）の申請に対する審査 1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が723,600円を超えるときは、その手数料の額は、723,600円とする。</p> <p>ア 盛土等の土地に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土等の土地の面積（イに規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が</p>		

## 改正案

## 現行

減少する場合を除く。)にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積、当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が縮小する場合にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積から当該減少に係る盛土等の土地の面積を減じた面積)に<sup>イ</sup>第1号に規定する額に10分の1を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)

<sup>イ</sup> 新たに盛土等を<sup>ウ</sup>する土地を加える宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに加える盛土等を<sup>ウ</sup>する土地の面積に<sup>イ</sup>第1号に規定する額

<sup>ウ</sup> <sup>ア</sup>及び<sup>イ</sup>に掲げるもの以外の変更については、13,500円

(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が144,200円を超えるときは、その手数料の額は、144,200円とする。

<sup>ア</sup> 土石の堆積の土地に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積の土地の面積(イに規定する変更を伴う場合(併せて当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が減少する場合を除く。)にあっては当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積、当該計画の変更前の土石の堆積

## 現 行

## 改 正 案

の土地の面積が減少する場合には当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積から当該減少に係る土石の堆積の土地の面積を減じた面積) に応じ第2号に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)

イ 新たに土石の堆積の土地を加える土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに加える土石の堆積の土地の面積に応じ第2号に規定する額

ウ ア及びビに掲げるもの以外の変更については、13,500円

(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定に基づき中間検査の申請に対する審査 (同法第15条第1項の規定により、同法第12条第1項の許可があったものとみなされたものを除く。) 1件につき、次の表の左欄に掲げる盛土等の土地の面積の区分に応じ、同表の右欄に定める額

盛土等の土地の面積	金額
500平方メートル以内のもの	3,900円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	4,300円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	4,800円
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	5,500円

改正案		現行
トル以内のもの		
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	6,100円	
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	7,000円	
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	9,200円	
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	12,600円	
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	18,100円	
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	24,600円	
100,000平方メートルを超えるもの	31,800円	
<p>(6) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づき、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第16条第1項の規定による許可があったことを証する書面の交付 650円</u></p> <p><u>イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第16条第1項の規定による許可が不要であることを証する書面の交付 5,500円</u></p>		
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく		(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 に基づく

改正案	現行
<p>事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第12条の3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> (平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。)の規定に基づき事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者等から徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 変更の判定 (変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でないもの及び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。)に対する審査 (前号に掲げる審査を除く。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号) 第11条に規定する書面の交付 1件又は1通につき、第1号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に0.5を乗じて得た額 (その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)</p> <p>(4)~(10) (略)</p> <p>(11) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第29条に規定する書面の交付 (当該書面の交付に係る軽微な変更 (法第36条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る建築物の評価方法と同一であ</p>	<p>事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第12条の3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。)の規定に基づき事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者等から徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 変更の判定 (変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でないもの及び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。)に対する審査 (前号に掲げる審査を除く。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号) 第11条に規定する書面の交付 1件又は1通につき、第1号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に0.5を乗じて得た額 (その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)</p> <p>(4)~(10) (略)</p> <p>(11) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> 第29条に規定する書面の交付 (当該書面の交付に係る軽微な変更 (法第36条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る建築物の評価方法と同一であ</p>



改正案	現行
<p>るものを除く。) 当該書面の交付の申請に係る一の建築物ごとに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>(12) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物の評価方法と同一であるものに限る。)当該書面の交付の申請に係る一の建築物ごとに、前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に0.5を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)</p> <p>(13) 法第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 「適合判定通知書等」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法</p>	<p>るものを除く。) 当該書面の交付の申請に係る一の建築物ごとに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>(12) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物の評価方法と同一であるものに限る。)当該書面の交付の申請に係る一の建築物ごとに、前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に0.5を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)</p> <p>(13) 法第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 「適合判定通知書等」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</p>

改正案	現行
<p>律施行規則第25条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る書面及び 検査済証 (3) (略) 5・6 (略) (14) (略)</p> <p>附則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。）第12条第1項の規定に基づき宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料並びに旧法第8条第1項本文及び旧法第12条第1項の規定による許可があったことを証する書面の交付に係る手数料については、なお従前の例による。</p>	<p>施行規則 第25条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る書面及び 検査済証 (3) (略) 5・6 (略) (14) (略)</p>

(議案第 13 号関係)

## 寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び寝屋川市手数料条例の一部改正

### 1 改正理由

介護療養型医療施設に関する経過措置の期限が到来することなどに伴い、所要の規定の整備を行うため、一部改正を行う。

### 2 改正内容

- (1) 『寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例』の一部改正

〔第1条〕

ア 介護療養型医療施設に係る規定の整備(第1条、第2条、第20条～第34条関係)

介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限が令和6年3月31日であることから、介護療養型医療施設に関する規定を削除し、それに伴う規定の整備を行う。

イ 指定居宅サービス等の事業者における記録の保存期間(第5条関係)

引用する『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準』の条項を改める。

- (2) 『寝屋川市手数料条例』の一部改正〔第2条〕

介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限が令和6年3月31日であることから、介護療養型医療施設に関する規定を削除する。

(3) 附則

施行期日 令和6年4月1日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例及び寝屋川市手数料条例の一部改正

No.1

1 寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（第1条関係）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）  <u>の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業、指定地域密着型サービス等の事業、指定居宅介護支援等の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</u>、介護医療院、指定介護予防サービス等の事業、指定地域密着型介護予防サービス等の事業、指定介護予防支援及び地域包括支援センターの人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）<u>附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業、指定地域密着型サービス等の事業、指定居宅介護支援等の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、指定介護予防サービス等の事業、指定地域密着型介護予防サービス等の事業、指定介護予防支援及び地域包括支援センターの人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものとする。</u></p>

改正案	現行
<p>(定義) 第2条 この条例の用語の意義は、法<u>      </u>の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定居宅サービス等の事業者における記録の保存期間) 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、指定居宅サービス等の事業者の記録の保存期間については、居宅サービス基準第39条第2項(居宅サービス基準第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第53条の3第2項(居宅サービス基準第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項(居宅サービス基準第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項、第139条の3第2項(居宅サービス基準第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第2項(居宅サービス基準第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項(居宅サービス基準第206条において準用する場合を含む。) 及び第215条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「その完結の日から5年間」と読み替えて、居宅サービス条例基準とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例の用語の意義は、法及び旧法の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定居宅サービス等の事業者における記録の保存期間) 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、指定居宅サービス等の事業者の記録の保存期間については、居宅サービス基準第39条第2項(居宅サービス基準第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第53条の2第2項(居宅サービス基準第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の3第2項(居宅サービス基準第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項、第139条の2第2項(居宅サービス基準第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第2項(居宅サービス基準第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項(居宅サービス基準第206条において準用する場合を含む。) 及び第215条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「その完結の日から5年間」と読み替えて、居宅サービス条例基準とする。</p> <p>(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第20条 旧法第110条第1項及び第2項に規定する指定介護療</p>

## 改正案

## 現行

養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「介護療養型医療施設条例基準」という。）は、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなりおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「旧介護療養型医療施設基準」という。）及び次項に定めるところによる。

2 指定介護療養型医療施設においては、暴力団等とその運営に関するはならない。

（指定介護療養型医療施設における記録の保存期間）

第21条 前条第1項の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設の記録の保存期間については、旧介護療養型医療施設基準第36条第2項（旧介護療養型医療施設基準第50条において準用する場合を含む。）中「その完結の日から2年間」とあるのは、「その完結の日から5年間」と読み替えて、介護療養型医療施設条例基準とする。

第22条～第26条（略）

（指定介護予防防短期入所生活介護事業所の廊下の幅の特例）

第27条 特別養護老人ホームに併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって当該特別養護老人ホームと一体的に運営が行われるものにあつては、当該特別養護老人ホームの廊下の幅が第25条第1項の規定による指定介護予防短期入

第20条～第24条（略）

（指定介護予防防短期入所生活介護事業所の廊下の幅の特例）

第25条 特別養護老人ホームに併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって当該特別養護老人ホームと一体的に運営が行われるものにあつては、当該特別養護老人ホームの廊下の幅が第23条第1項の規定による指定介護予防短期入

（削る）

改正案	現行
<p>所生活介護事業所の廊下の幅の基準に満たないときは、同項の規定にかかわらず、指定介護予防短期入所生活介護（介護予防サービス基準第128条の指定介護予防短期入所生活介護をいう。）の事業に係る部分の廊下の幅の介護予防サービス条例基準は、それぞれ当該特別養護老人ホームとして必要とされる廊下の幅以上とする。 第26条～第32条（略）</p>	<p>所生活介護事業所の廊下の幅の基準に満たないときは、同項の規定にかかわらず、指定介護予防短期入所生活介護（介護予防サービス基準第128条の指定介護予防短期入所生活介護をいう。）の事業に係る部分の廊下の幅の介護予防サービス条例基準は、それぞれ当該特別養護老人ホームとして必要とされる廊下の幅以上とする。 第28条～第34条（略）</p>

2 寝屋川市手数料条例（第2条関係）

改正案	現行
<p>（介護保険法に基づく事務に係る手数料の徴収） 第9条の2 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。 (1)～(2)（略） (3)（削る） 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第107条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査 1件につき16,000円</p> <p>2（略）</p>	<p>（介護保険法に基づく事務に係る手数料の徴収） 第9条の2 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。 (1)～(2)（略） (3) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第107条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査 1件につき16,000円</p> <p>2（略）</p>

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## 寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

### 1 改正理由

『大阪府国民健康保険運営方針』(令和6年度から令和12年度まで)を踏まえた国民健康保険の事務の実施に関わる規定の整備を行うとともに、『国民健康保険法施行令』の改正に伴い、保険料の軽減に係る所得判定基準を改める等のため、一部改正を行う。

### 2 主な改正内容

- (1) 保険料の賦課額、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額(第15条の2、第16条、第19条の5の3、第19条の7関係)

各賦課額の端数切捨てを1円未満とする。(現行100円未満)

- (2) 基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額、介護納付金賦課限度額(第19条の5、第19条の5の10、第19条の10関係)

各賦課限度額を、大阪府から通知された標準保険料率の賦課限度額とする。

- (3) 保険料の減額(第22条の2関係)

『国民健康保険法施行令』の改正に伴い、低所得世帯に対する保険料の賦課における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減措置に係る所得判定基準を次のイ・ウのとおり改める。

ア 7割軽減に係る所得判定基準(現行のまま)

—	基礎控除額 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数* - 1)
---	---------------------------------------

イ 5割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額 43 万円 + <u>29 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数* - 1)
改正後	基礎控除額 43 万円 + <u>29.5 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数* - 1)

ウ 2割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額 43 万円 + <u>53.5 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 ×
-----	--

	(給与所得者等の数* - 1)
改正後	基礎控除額 43 万円 + <u>54.5万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数* - 1)

\* 給与所得者等の数 = 世帯主及び当該世帯に属する被保険者等のうち、給与所得を有する者の数及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数

(4) 保険料の減免 (第 30 条関係)

減免基準について、市長が特に必要と認めたときを削除し、府内統一基準とするとともに、申請書等の提出を納期限までとする。

(5) 退職者医療制度廃止等に伴う規定の整備 (第 15 条の 3 ~ 第 17 条、第 19 条 ~ 第 19 条の 6、第 19 条の 9、第 22 条、第 22 条の 2、第 23 条、第 24 条関係)

退職者医療制度廃止に伴い「一般被保険者」を「被保険者」に改めるとともに退職被保険者等に係る条文等を整理する。

(6) 附則

ア 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

イ 経過措置

(1)から(4)は令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市国民健康保険条例

No.1

改正案	現行
<p>(保険料の賦課額) 第15条の2 (略)</p> <p>2 前項の場合において、基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(<u>基礎賦課総額</u>)</p> <p>第15条の3 保険料の賦課額のうち</p> <hr/> <p>基礎賦課額 (第22条の2、第23条及び第24条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額 (以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる合算額の見込額から第2号に掲げる合算額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用</p> <p>_____の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 _____の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金 (法附則第7条の規定によ</p>	<p>(保険料の賦課額) 第15条の2 (略) (新設)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第15条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者 (法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等 (以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額 (第22条の2、第23条及び第24条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額 (以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる合算額の見込額から第2号に掲げる合算額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る。)の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金 (法附則第22条の規定によ</p>

現 行	改 正 案
<p>り読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの)に限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に要する費用に充てる部分に限る。)</p>	<p>り読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)</p>

改正案	現行
<p>一を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金</p> <p>の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>①～⑶ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>① 法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の</p>	<p>に係る国民健康保険事業納付金の納付に要する費用の額を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金（工において「国民健康保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>①～⑶ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>① 法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の</p>

改正案	現行
<p>3の3第1項の規定による繰入金 (削る)</p> <p>㊦ 算定政令第6条第6項第1号に掲げる額(規則で定める額を除く。)</p> <p>㊧ 算定政令第6条第6項第2号に掲げる額</p> <p>㊨ 算定政令第6条第6項第3号に掲げる額</p> <p>(<u>基礎賦課額</u>)</p> <p>第16条 保険料の賦課額のうち <u>基礎賦課額</u> は、当該世帯に属する被保険者につき <u>算定した所得割額</u> 及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき <u>算定した世帯別平等割額</u></p> <p>する。</p> <p>2 前項の場合において、基礎賦課額に <u>1円</u> 未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(<u>基礎賦課額の所得割額の算定</u>)</p> <p>第17条 前条第1項の所得割額は、<u>被保険者</u> に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規</p>	<p>3の3第1項の規定による繰入金</p> <p>㊦ <u>国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)</u></p> <p>㊧ 算定政令第6条第6項第1号に掲げる額(規則で定める額を除く。)</p> <p>㊨ 算定政令第6条第6項第2号に掲げる額</p> <p>㊩ 算定政令第6条第6項第3号に掲げる額</p> <p>(<u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>)</p> <p>第16条 保険料の賦課額のうち <u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u> は、当該世帯に属する <u>一般被保険者</u> につき <u>算定した所得割額</u> 及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき <u>算定した世帯別平等割額</u> (<u>一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額</u>) の合計額とする。</p> <p>2 前項の場合において、基礎賦課額に <u>100円</u> 未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(<u>一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定</u>)</p> <p>第17条 前条第1項の所得割額は、<u>一般被保険者</u> に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規</p>

改正案	現行
<p>定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条第2項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭</p>	<p>定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭</p>

改正案	現行
<p>和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条の2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第22条の2において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第19条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>基礎賦課額の保険料率</u>)</p> <p>第19条 <u>基礎賦課額の保険料率</u>は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 特定世帯(特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該</p>	<p>和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条の2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第22条の2において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第19条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率</u>)</p> <p>第19条 <u>一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率</u>は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 特定世帯(特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該</p>



改正案	現行
<p>当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者がいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が1人のみ属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)アに定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)アに定める額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第19条の2から第19条の4の2まで 削除</p>	<p>当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が1人のみ属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)アに定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)アに定める額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</p> <p>第19条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額</p>

## 改正案

## 現行

<p>及び被保険者均等割額の合算額の総額) とする。</p> <p>2 第16条第2項の規定は、前項の場合に準用する。 (退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第19条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率を乗じて算定する。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額)</p> <p>第19条の4 第19条の2の被保険者均等割額は、市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額)</p> <p>第19条の4の2 第19条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) (以下「退職被保険者特定世帯」という。) 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にある</p>	
---	--

## 改正案

## 現行

もの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)(以下「退職被保険者特定継続世帯」という。) 第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額  
(基礎賦課限度額)

第19条の5 第16条第1項の基礎賦課額

第19条の5 第16条第1項又は第19条の2第1項の基礎賦課額  
(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第16条第1項の基礎賦課額と第19条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第22条及び第22条の2第1項において同じ。)は、650,000円

は、市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における当該基礎賦課額の限度額(以下「基礎賦課限度額」という。)を超えられない。

を超えられない。

( 後期高齢者支援金等賦課総額)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第19条の5の2 保険料の賦課額のうち 後期高齢者支援金等賦課額(第22条の2、第23条及び第24条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合)にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

第19条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第22条の2、第23条及び第24条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合)にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同

に限る。次号において同

改正案	現行
<p>じ。) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>）の額</p> <p>（<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>）</p> <p>第19条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額</p> <p>の合計額とする。</p> <p>2 前項の場合において、後期高齢者支援金等賦課額に<u>1円</u>未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（<u>後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定</u>）</p>	<p>じ。) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>）の額</p> <p>（<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>）</p> <p>第19条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（<u>一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額</u>）の合計額とする。</p> <p>2 前項の場合において、後期高齢者支援金等賦課額に<u>100円</u>未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定</u>）</p>

改正案	現行
<p>第19条の5の4 前条の所得割額は、<u>被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(<u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率</u>)</p> <p>第19条の5の5 <u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率</u>は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>1円未満の端数</u>があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第19条の5の6から第19条の5の9まで <u>削除</u></p>	<p>第19条の5の4 前条の所得割額は、<u>一般被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率</u>)</p> <p>第19条の5の5 <u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率</u>は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数</u>又は<u>1円未満の端数</u>があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>)</p> <p>第19条の5の6 <u>保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。</u></p> <p>(<u>退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定</u>)</p> <p>第19条の5の7 前条の所得割額は、<u>退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率を乗じて算定する。</u></p>

## 改正案

## 現行

<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第19条の5の10 第19条の5の3 _____ の後期高齢者支援金等賦課額</p> <p>_____ は、市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における当該後期高齢者支援金等賦課額の</p>	<p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額) 第19条の5の8 第19条の5の6の被保険者均等割額は、市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額) 第19条の5の9 第19条の5の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>(2) 退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第19条の5の10 第19条の5の3又は第19条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第19条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第19条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第22条及び第22条の2第1項において同じ。) は、200,000円</p>
---	---

改正案	現行
<p>限度額（以下「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）を超えられない。            （介護納付金賦課総額）</p> <p>第19条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第22条の2及び第24条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入</p> <p>（<u>法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>）の額</p> <p>（介護納付金賦課額）</p> <p>第19条の7 (略)</p> <p>2 前項の場合において、介護納付金賦課額に1円未満の端数</p>	<p>超えることができない。            （介護納付金賦課総額）</p> <p>第19条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第22条の2及び第24条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入</p> <p>（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>）の額</p> <p>（介護納付金賦課額）</p> <p>第19条の7 (略)</p> <p>2 前項の場合において、介護納付金賦課額に100円未満の端数</p>

改正案	現行
<p>があるときは、これを切り捨てるものとする。            (介護納付金賦課額の保険料率)            第19条の9 (略)</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課限度額)            第19条の10 第19条の7第1項の介護納付金賦課額は、<u>市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における当該介護納付金賦課額の限度額(以下「介護納付金賦課限度額」という。)</u>を超えてできない。            (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第22条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた<u>場合における当該納付義務者に係る第16条若しくは第19条の5の3</u>の額(被保険者数が増加し若しくは減少した場合(特定期間一世帯所屬者に該当することにより被保険者数が減少した場合を</p>	<p>があるときは、これを切り捨てるものとする。            (介護納付金賦課額の保険料率)            第19条の9 (略)</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課限度額)            第19条の10 第19条の7第1項の介護納付金賦課額は、<u>170,000円</u></p> <p>_____を超えてできない。            (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第22条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた若しくは特例対象被保険者等<u>でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第16条、第19条の2、第19条の5の3若しくは第19条の5の6の額(被保険者数が増加し若しくは減少した場合(特定期間一世帯所屬者に該当することにより被保険者数が減少した場合を</u></p>



改正案	現行
<p>除く。)又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第19条の7第1項の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第24条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた</p> <p>日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当</p>	<p>除く。)における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第19条の7第1項の額又は次条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第19条若しくは第19条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第24条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当</p>

改正案	現行
<p>該納付義務者に係る第16条第1項若しくは第19条の5の3第1項の額又は次条第1項各号に定める額、第23条第1項に定める第19条の基礎賦課額の被保険者に均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条第4項第1号に定める額、第24条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当した日より納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項に定める基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に295,000円に当該年度</p>	<p>該納付義務者に係る第16条第1項、第19条の2第1項、第19条の5の3第1項若しくは第19条の5の6の額又は第19条の7第1項の額又は次条第1項各号に定める額、第23条第1項に定める第19条若しくは第19条の4の基礎賦課額の被保険者に均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条第4項第1号に定める額、第24条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当した日より納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項又は第19条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に290,000円に当該年度</p>

## 改正案

## 現行

の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ（略）

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に545,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされ

の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ（略）

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に535,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされ



改正案	現行
<p>該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第19条の<u>      </u>の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額（第19条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条の<u>      </u>」とあるのは「第19条の5の5<u>      </u>」と<u>      </u>、前項中「第19条第3項」とあるのは「第19条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第22条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第19条の<u>      </u>の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第19条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p>	<p>該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第19条又は第19条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額（第19条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条又は第19条の4」とあるのは「第19条の5の5又は第19条の5の8」と、「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と、前項中「第19条第3項」とあるのは「第19条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第22条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第19条又は第19条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第19条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p>

改正案	現行
<p>5 (略)</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条」を「<u>第19条の5の5</u>」とあるのは「<u>第19条の5の5</u>」と前項中「<u>第19条第3項</u>」とあるのは「<u>第19条の5の5第3項</u>」と読み替えるものとする。            (出産被保険者の保険料の減額)            第24条 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条」を「<u>第19条の5の3</u>」とあるのは「<u>第19条の5の3</u>」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「<u>後期高齢者支援金等賦課限度額</u>」と、第2項中「<u>第19条</u>」とあるのは「<u>第19条の5の5</u>」</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条又は第19条の4」とあるのは「<u>第19条の5の5</u>又は<u>第19条の5の8</u>」と、「<u>第19条第2項</u>」とあるのは「<u>第19条の5の5第2項</u>」と、前項中「<u>第19条第3項</u>」とあるのは「<u>第19条の5の5第3項</u>」と読み替えるものとする。            (出産被保険者の保険料の減額)            第24条 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条又は第19条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第19条の2」とあるのは「<u>第19条の5の3</u>又は<u>第19条の5の6</u>」と、「<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>200,000円</u>」と、「<u>650,000円</u>」と、第2項中「<u>第19条</u>」とあるのは「<u>第19条の5の5</u>」</p>

改正案	現行
<p>5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「第16条」とあるのは「<u>第19条の7</u>」と、「<u>基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>第19条の9</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第22条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第16条の<u>第16条</u>の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>基礎賦課限度額</u>を超える場合には、<u>基礎賦課限度額</u>）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「<u>基礎賦課額</u>」とあるのは「<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>」と、「<u>第16条</u>又は<u>第19条の2</u>」とあるのは「<u>第19条の5の3</u>又は<u>第19条の5の6</u>」と、「<u>基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>200,000円</u>」とあるのは「<u>200,000円</u>」</p>	<p>5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「第16条又は第19条の2」とあるのは「<u>第19条の7</u>」と、「<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>170,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第22条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第16条又は第19条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「<u>基礎賦課額</u>」とあるのは「<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>」と、「<u>第16条</u>又は<u>第19条の2</u>」とあるのは「<u>第19条の5の3</u>又は<u>第19条の5の6</u>」と、「<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>200,000円</u>」</p>

改正案	現行
<p><u>限度額</u>」と、第6項中「第19条」とあるのは「第19条の5の5」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「<u>出産被保険者</u>」とあるのは「<u>出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「<u>基礎賦課額</u>」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「第16条」<u>」</u>とあるのは「第19条の7」と、「<u>基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>介護納付金賦課限度額</u>」と、第6項中「第19条」とあるのは「第19条の9」と読み替えるものとする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めるものに対し、保険料を減免することができる。</p> <p>(1) <u>震災、風水害、火災、その他これらに類する災害を受け、居住する住宅について著しい損害を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>事業又は業務の不振又は休業等により、所得が著しく減少したとき。</u></p> <p>(3) <u>被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、</p>	<p>」と、第6項中「第19条」とあるのは「第19条の5の5」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「<u>出産被保険者</u>」とあるのは「<u>出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「<u>基礎賦課額</u>」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「第16条又は第19条の2」<u>」</u>とあるのは「第19条の7」と、「<u>650,000円</u>」<u>」</u>とあるのは「<u>170,000円</u>」<u>」</u>と、第6項中「第19条」とあるのは「第19条の9」と読み替えるものとする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めるものに対し、保険料を減免することができる。</p> <p>(1) <u>納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。</u></p> <p>(2) <u>納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。</u></p> <p>(3) <u>納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたと</u><u>き。</u></p> <p>2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、</p>



改正案	現行
<p>次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 前項の規定による同項の申請書の提出は、納期限までにしなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	<p>納期限前7日までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略) (新設)</p> <p>3 (略)</p>

(議案第 15 号関係)

## 寝屋川市介護保険条例の一部改正

### 1 改正理由

介護保険の保険料率の改定等を行い、併せて、所得の低い第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率を定めるため、一部改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 保険料率(第5条関係)(【参考】参照)

ア 第1号被保険者の保険料率の改定等を行う。

イ 所得の低い第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率を定める。

#### (2) 附則

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

(1)による改正後の保険料率の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

第9期介護保険料  
19段階（最高区分1,520万円）、最高乗率 3.5

段階	対象者	保険料率	保険料 年額(円)
1	・生活保護受給者等 ・市民税非課税世帯で課税年金収入額＋ 合計所得金額が80万円以下	0.455	36,520
2	・市民税非課税世帯で前年の課税年金収入 額＋合計所得金額が80万円超120万円以 下	0.685	54,990
3	・市民税非課税世帯で前年の課税年金収入 額＋合計所得金額が120万円超	0.690	55,400
4	・市民税課税世帯だが本人非課税で、課税 年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	0.900	72,250
5	・市民税課税世帯だが本人非課税で、第4 段階以外	1.000	80,280
6	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金 額が120万円未満	1.200	96,330
7	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金 額が120万円以上210万円未満	1.300	104,360
8	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金 額が210万円以上320万円未満	1.500	120,420
9	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金 額が320万円以上420万円未満	1.700	136,470
10	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金 額が420万円以上520万円未満	1.900	152,530
11	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金 額が520万円以上570万円未満	2.000	160,560
12	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金 額が570万円以上620万円未満	2.100	168,580

第8期介護保険料  
18段階（最高区分1,000万円）、最高乗率 2.75

段階	対象者	保険料率	保険料 年額(円)
1	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で課税年金収入額＋ 合計所得金額が80万円以下の者	0.500	38,340
2	・市民税非課税世帯で前年の課税年金収入 額＋合計所得金額が80万円超120万円以 下	0.650	49,840
3	・市民税非課税世帯で前年の課税年金収入 額＋合計所得金額が120万円超	0.750	57,510
4	・市民税課税世帯だが本人非課税で、課税 年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	0.900	69,010
5	・市民税課税世帯だが本人非課税で、第4 段階以外	1.000	76,680
6	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額 が120万円未満	1.200	92,010
7	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金 額が120万円以上200万円未満	1.300	99,680
8	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金 額が200万円以上210万円未満	1.475	113,100
9	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金 額が210万円以上300万円未満	1.500	115,020
10	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金 額が300万円以上320万円未満	1.675	128,430
11	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金 額が320万円以上400万円未満	1.700	130,350
12	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金 額が400万円以上500万円未満	1.850	141,850

段階	対象者	保険料率	保険料 年額(円)
13	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.250	180,630
14	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満	2.400	192,670
15	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満	2.550	204,710
16	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満	2.700	216,750
17	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,020万円以上1,220万円未満	2.850	228,790
18	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,220万円以上1,520万円未満	3.100	248,860
19	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,520万円以上	3.500	280,980

段階	対象者	保険料率	保険料 年額(円)
13	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.000	153,360
14	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.150	164,860
15	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.300	176,360
16	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.450	187,860
17	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.600	199,360
18	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の者	2.750	210,870

軽減後

段階	保険料率	保険料 年額(円)
1段階	0.285	22,870
2段階	0.485	38,930
3段階	0.685	54,990

軽減後

段階	保険料率	保険料 年額(円)
1段階	0.300	23,000
2段階	0.400	30,670
3段階	0.700	53,670

# 寝屋川市介護保険条例

No.1

改正案	現行
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,520円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>54,990円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,400円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>72,250円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>80,280円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>96,330円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第2条の保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。）</p> <p>ア 合計所得金額が1,200,000円以上2,100,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,340円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,840円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,510円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>69,010円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76,680円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>92,010円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第2条の保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</p> <p>ア 合計所得金額が1,200,000円以上2,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>

改正案	現行
<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>120,420円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,100,000円</u>以上<u>3,200,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>136,470円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>3,200,000円</u>以上<u>4,200,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。）</p>	<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>113,100円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,000,000円</u>以上<u>2,100,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>115,020円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,100,000円</u>以上<u>3,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</p>

改正案	現行
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>152,530円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>4,200,000円以上5,200,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>160,560円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>5,200,000円以上5,700,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>168,580円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>5,700,000円以上6,200,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ</p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>128,430円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>3,000,000円以上3,200,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>130,350円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>3,200,000円以上4,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>141,850円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>4,000,000円以上5,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ</p>

改正案	現行
<p>(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>180,630円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>6,200,000円以上7,200,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>192,670円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>7,200,000円以上8,200,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1)に係る部分を除く。)、次号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)</p>	<p>(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>153,360円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>5,000,000円以上6,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>164,860円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>6,000,000円以上7,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1)に係る部分を除く。)、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)</p>
<p>(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>204,710円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>8,200,000円以上9,200,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1)に係る部分を除く。)</p>	<p>(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者 <u>176,360円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>7,000,000円以上8,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1)に係る部分を除く。)</p>



改正案	現行
<p>(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 216,750円</p> <p>ア 合計所得金額が9,200,000円以上10,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第18号イに該当する者を除く。)</p> <p>(17) 次のいずれかに該当する者 228,790円</p> <p>ア 合計所得金額が10,200,000円以上12,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)</p> <p>(18) 次のいずれかに該当する者 248,860円</p> <p>ア 合計所得金額が12,200,000円以上15,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について</p>	<p>(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。)</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 187,860円</p> <p>ア 合計所得金額が8,000,000円以上9,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)</p> <p>(17) 次のいずれかに該当する者 199,360円</p> <p>ア 合計所得金額が9,000,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>てこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 前各号のいずれにも該当しない者 280,980円 2～10 (略)</p> <p>11 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,870円とする。</p> <p>12 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、38,930円とする。</p> <p>13 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、54,990円とする。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の寝屋川市介護保険条例第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	<p>(18) 前各号のいずれにも該当しない者 210,870円 2～10 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(議案第 16 号関係)

## 寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正

### 1 改正理由

『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律』及び『建築基準法』の改正に伴い、法令の引用に関する規定の整理を行うほか、既存建築物の省エネ性能確保のための改修時における接道義務及び道路内建築制限に関する認定の申請に対する審査の手数料を定めるため、一部改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 手数料の徴収(第5条及び別表関係)

ア 引用する法律の名称を『建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律』に改める。

イ 既存建築物の省エネ性能確保のための改修時における接道義務及び道路内建築制限に関する認定の申請に対する審査の手数料を定める。

#### (2) 附則

施行期日 令和6年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市建築基準法施行条例

No.1

改正案	現行																		
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査(当該完了検査に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物エネルギー法」という。)第11条第1項に規定する特定建築物(建築物省エネルギー法附則第3条第1項の特定増築を除く。以下同じ。)である場合に限り。)又は法第18条第16項の規定による通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する特定建築物(建築物省エネルギー法附則第3条第1項の特定増築を除く。以下同じ。)に対する完了検査1件につき、第1号又は第2号の手数料のほか、建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する特定建築物ごとに次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額</p> <p>(略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~30</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>令第137条の12第6項又は第7項の規定</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table>	項	手数料を徴収する事務	金額	1~30	(略)	(略)	31	令第137条の12第6項又は第7項の規定	27,000円	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査(当該完了検査に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物エネルギー法」という。)第11条第1項に規定する特定建築物(建築物省エネルギー法附則第3条第1項の特定増築を除く。以下同じ。)である場合に限り。)又は法第18条第16項の規定による通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する特定建築物(建築物省エネルギー法附則第3条第1項の特定増築を除く。以下同じ。)に対する完了検査1件につき、第1号又は第2号の手数料のほか、建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する特定建築物ごとに次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額</p> <p>(略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~30</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	手数料を徴収する事務	金額	1~30	(略)	(略)	(新設)		
項	手数料を徴収する事務	金額																	
1~30	(略)	(略)																	
31	令第137条の12第6項又は第7項の規定	27,000円																	
項	手数料を徴収する事務	金額																	
1~30	(略)	(略)																	
(新設)																			

改正案		現行	
	に基づく認定の申請に対する審査		
32・33	(略)	31・32	(略)
<p>附則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>			

## 寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例の制定

### 1 制定理由

地域住民の交通手段の確保を図り、その生活の利便性の向上に資することを目的として、コミュニティバスを設け、『道路運送法』第79条の2第1項第5号に規定する事業者協力型自家用有償旅客運送を行うため、制定する。

### 2 主な制定内容

#### (1) 目的等（第1条関係）

ア 地域住民の交通手段の確保を図り、その生活の利便性の向上に資するため、コミュニティバスを設け、『道路運送法』第79条の2第1項第5号に規定する事業者協力型自家用有償旅客運送を行う。

イ コミュニティバスの名称は、ねやBUSとする。

#### (2) 路線等（第2条関係）

ア コミュニティバスの路線は、黒原線、木田・河北線及び木屋線とする。

イ コミュニティバスの運行系統、運行回数、運行時刻その他のコミュニティバスの運行に関し基本となる事項は、市長が告示により定める。

ウ 市長は、①天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があると認めるとき又は②コミュニティバスの運行の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、コミュニティバスを運休し、又はイの事項を変更することができる。

#### (3) 禁止行為等（第3条関係）

ア 利用者（コミュニティバスを利用する者）は、旅客自動車運送事業運輸規則第52条各号に掲げる物品をコミュニティバス内に持ち込んではない。

イ 利用者は、コミュニティバスの事故の場合その他やむを得ない場合のほか、コミュニティバス内において、旅客自動車運送事業運輸規則第53条各号に掲げる行為に該当する行為をしてはならない。

ウ 利用者は、コミュニティバスの運転者がコミュニティバスの運行の安全又はコミュニティバス内の秩序の維持を図るためにする指示に従わなけ

ればならない。

(4) 使用料（第4条、別表関係）

ア 利用者は、次に定める額の使用料を納付しなければならない。

区分	金額
大人	1人1乗車につき、230円
小児・幼児	1人1乗車につき、120円

（備考）

① 「大人」とは12歳以上の者（小児を除く。）、「小児」とは小学校就学の始期から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、「幼児」とは1歳から小学校就学の始期に達するまでの間にある者をいう。

② 1歳未満の者については、無料とする。

③ 保護者（当該幼児の父母その他の保護者）の同伴する幼児については、1乗車につき2人までは無料とする。

イ 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

ウ 原則として、既納の使用料は、還付しない。

エ 使用料の納付については、寝屋川市が発行するコミュニティバスの利用券の提出をもって、使用料の一部に充てることができるものとする。

(5) 汚損等の場合における原状回復及び損害賠償（第5条関係）

利用者その他の者は、コミュニティバス若しくはその停留所又はこれらの設備（物品を含む。）を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(6) 委任（第6条関係）

本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(7) 附則

施行期日 令和6年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

(議案第 18 号関係)

## 寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置 等に関する条例の一部改正

### 1 改正理由

『地方自治法』の改正により、引用する同法の条項が移動することに伴い、  
所要の規定の整理を行うため、一部改正を行う。

### 2 改正内容

(1) 議会の同意を要する賠償責任の免除 (第7条関係)  
引用する『地方自治法』の条項を改める。

(2) 附則

施行期日 令和6年4月1日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号



# 寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)            第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p> <p>附 則            この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)            第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>

(議案第 19 号関係)

## 寝屋川市水道事業給水条例の一部改正

### 1 改正理由

『生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律』による『水道法』の改正（水道整備・管理行政のうち、水質又は衛生に関する事務の権限を厚生労働大臣から環境大臣に、水質又は衛生に関する事務以外の事務の権限を国土交通大臣に、それぞれ移管する等の改正）に伴い、所要の規定の整理を行うため、一部改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 給水装置の新設等の申込み（第5条関係）

『水道法』の改正に伴い、同法を引用する規定を改める。

#### (2) 附則

施行期日 令和6年4月1日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市水道事業給水条例

No.1

改正案	現行
<p>(給水装置の新設等の申込み)            第5条 給水装置の新設、改造（増設を含む。）、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更（第7条第1項及び第35条第2項において「給水装置の軽微な変更」という。）その他管理者の定める軽易な修繕を除く。）又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。            2 (略)</p> <p>附 則            この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)            第5条 給水装置の新設、改造（増設を含む。）、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更（第7条第1項及び第35条第2項において「給水装置の軽微な変更」という。）その他管理者の定める軽易な修繕を除く。）又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。            2 (略)</p>

## 寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定

### 1 制定理由

『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第23条第1項の規定に基づき、スポーツ及び文化に関する事務について、市長が管理し及び執行する〔「地域の振興に関わる事務」と合わせて、市長が一元的に管理し執行する〕こととするため、制定する。

### 2 制定内容

#### (1) 職務権限の特例（本則関係）

次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し及び執行することとする。

- ① スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- ② 文化に関すること。

#### (2) 附則

##### ア 施行期日

令和6年4月1日

##### イ 処分、申請等に関する経過措置

(1)のスポーツ及び文化に関する事務に関し、法令等（法令又は条例若しくは教育委員会規則）の規定により教育委員会がした処分その他の行為又は教育委員会に対してされている申請その他の行為は、アの施行期日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

##### ウ 関係条例の整備

#### (ア) 『寝屋川市事務分掌条例』の一部改正

市民活動部において分掌する事務に「スポーツに関すること」及び「文化に関すること」を追加する。

(イ) 『寝屋川市職員定数条例』の一部改正

職員の定数に関し、「教育委員会の事務部局等の職員」につき10人の減員を行い、「市長事務部局の職員」につき10人の増員を行うこととする。

(ウ) 『寝屋川市野外活動センター条例』、『寝屋川市立池の里市民交流センター条例』、『寝屋川市立市民体育館条例』、『寝屋川市文化振興条例』、『寝屋川市立地域交流センター条例』、『寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例』（寝屋川市立市民ギャラリーに係る部分に限る。）、『寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例』及び『寝屋川市文化財保護条例』の一部改正

「教育委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に改めるなど、所要の規定の整備を行う。

(エ) 『寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例』の一部改正

「寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会」及び「寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会」を、市長の附属機関として置くこととする。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく 職務権限の特例に関する条例の制定

No.1

## 1 寝屋川市事務分掌条例（附則第3項関係）

改正案	現行
<p>(事務分掌) 第2条 前条の内部組織において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 経営企画部～市民サービス部（略） 市民活動部 (1)・(2)（略） (3) <u>スポーツ</u>に関すること。 (4) <u>文化</u>に関すること。 環境部～都市基盤整備部（略）</p>	<p>(事務分掌) 第2条 前条の内部組織において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 経営企画部～市民サービス部（略） 市民活動部 (1)・(2)（略） (新設) (新設) 環境部～都市基盤整備部（略）</p>

## 2 寝屋川市職員定数条例（附則第4項関係）

改正案	現行
<p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市長事務部局の職員（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する職員を含む。） <u>1,000人</u> (2)・(3)（略） (4) 教育委員会の事務部局等の職員（教育機関の職員を含む。） <u>155人</u></p>	<p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市長事務部局の職員（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する職員を含む。） <u>990人</u> (2)・(3)（略） (4) 教育委員会の事務部局等の職員（教育機関の職員を含む。） <u>165人</u></p>

改正案	現行
(5)~(8) (略)	(5)~(8) (略)
3 寝屋川市野外活動センター条例 (附則第5項関係)	
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) センターの施設 (センター内のロτζジ、工作室、会議室その他市長_____の定める施設をいう。以下同じ。)を野外活動その他社会教育に係る学習の用に供すること。</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、市長_____がその職務を行う。(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長_____の権限に属する業務を除く業務</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) センターの施設 (センター内のロτζジ、工作室、会議室その他教育委員会の定める施設をいう。以下同じ。)を野外活動その他社会教育に係る学習の用に供すること。</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、教育委員会がその職務を行う。(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会の権限に属する業務を除く業務</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p>

改正案	現行
<p>2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定めるものとする。 (利用料金の収入)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 (利用料金の減免)</p> <p>第8条 指定管理者は、あらかじめ<u>市長</u>が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>2 (略) (利用時間等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の利用時間等は、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得てこれを変更することができる。 (休所日)</p> <p>第11条 センターの休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。 ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができる。 (1)・(2) (略) (利用の制限)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。 (1) (略)</p>	<p>2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。 (利用料金の収入)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 (利用料金の減免)</p> <p>第8条 指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>2 (略) (利用時間等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の利用時間等は、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得てこれを変更することができる。 (休所日)</p> <p>第11条 センターの休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。 ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができる。 (1)・(2) (略) (利用の制限)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。 (1) (略)</p>



改正案	現行
<p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。 (3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別の設備の設置及び変更の禁止)</p> <p>第17条 利用者は、センターの施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、市長及び指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。 (損害賠償義務)</p> <p>第18条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (委任)</p> <p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。 (3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別の設備の設置及び変更の禁止)</p> <p>第17条 利用者は、センターの施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、<u>教育委員会</u>及び指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。 (損害賠償義務)</p> <p>第18条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (委任)</p> <p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>
<p>4 寝屋川市立池の里市民交流センター条例 (附則第6項関係)</p> <p>改正案</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 センターの施設及びその附属設備 (以下「センターの施設等」という。)のうち、体育施設及び多目的室 (以下「貸出施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、市長</p>	<p>現行</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 センターの施設及びその附属設備 (以下「センターの施設等」という。)のうち、体育施設及び多目的室 (以下「貸出施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。ただし、<u>教育委員会</u></p>

改正案	現行
<p>が適当と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項の許可を与える場合において必要があるとき、その許可につき条件を付することができる。</p> <p>4 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可を与えないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターに入館することを禁止し、又はセンターから退館することを命じることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(体育施設における事業等)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>が適当と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において必要があるとき、その許可につき条件を付することができる。</p> <p>4 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可を与えないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターに入館することを禁止し、又はセンターから退館することを命じることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(体育施設における事業等)</p> <p>第7条 (略)</p>

改正案	現行
<p>2 体育施設を使用することができる者は、10人以上の者で組織する団体とする。ただし、<u>市長</u>が<u>適当と認め</u>たときは、個人又は9人以下の者で組織する団体がこれを使用することができる。</p> <p>(多目的室における事業等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 多目的室を使用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が<u>適当と認め</u>るもの</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第12条 <u>市長</u>は、<u>適当と認め</u>たときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第14条 使用者は、貸出施設の使用が終わったとき又は第5条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止又は退去を命じられたときは、その使用した貸出施設を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、<u>市長</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第15条 使用者は、貸出施設を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は目的外に使用してはならない。ただし、<u>市長</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p>	<p>2 体育施設を使用することができる者は、10人以上の者で組織する団体とする。ただし、<u>教育委員会</u>が<u>適当と認め</u>たときは、個人又は9人以下の者で組織する団体がこれを使用することができる。</p> <p>(多目的室における事業等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 多目的室を使用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が<u>適当と認め</u>るもの</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第12条 <u>教育委員会</u>は、<u>適当と認め</u>たときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第14条 使用者は、貸出施設の使用が終わったとき又は第5条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止又は退去を命じられたときは、その使用した貸出施設を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第15条 使用者は、貸出施設を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は目的外に使用してはならない。ただし、<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>(特別の設備の設置等の禁止)            第16条 センターの施設等を使用する者は、センターの施設等に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、市長<u>                    </u>の承認を得たときは、この限りでない。            (委任)            第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則<u>                    </u>で定める。</p>	<p>(特別の設備の設置等の禁止)            第16条 センターの施設等を使用する者は、センターの施設等に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。            (委任)            第18条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>

5 寝屋川市立市民体育館条例 (附則第7項関係)

改正案	現行
<p>(指定管理者による管理)            第4条 (略)            2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、市長<u>                    </u>がその職務を行う。            (指定管理者が行う業務)            第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。            (1)・(2) (略)            (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の運営に関する業務のうち、市長<u>                    </u>の権限に属する事務を除く業務            (指定管理者の候補者の選定)            第5条の2 市長<u>                    </u>は、寝屋川市において体育館がスポーツに関する施策の総合的な推進及び多様なスポーツの機会</p>	<p>(指定管理者による管理)            第4条 (略)            2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、教育委員会がその職務を行う。            (指定管理者が行う業務)            第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。            (1)・(2) (略)            (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会の権限に属する事務を除く業務            (指定管理者の候補者の選定)            第5条の2 教育委員会は、寝屋川市において体育館がスポーツに関する施策の総合的な推進及び多様なスポーツの機会</p>

改正案	現行
<p>確保に重要な役割を担う施設であることに鑑み、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第29号）第6条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれにも該当する団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用時間等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の利用時間又は利用期間については、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを</p>	<p>確保に重要な役割を担う施設であることに鑑み、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第29号）第6条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれにも該当する団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用時間等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の利用時間又は利用期間については、指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを</p>

改正案	現行
<p>変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第11条 体育館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。 ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、<u>市長</u> の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>規則</u> 若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別の設備の設置及び変更の禁止)</p> <p>第17条 利用者は、体育館の施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、<u>市長</u>及び指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第18条 利用者は、故意又は過失により体育館の施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u> が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第11条 体育館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。 ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、<u>教育委員</u> 会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u> 若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別の設備の設置及び変更の禁止)</p> <p>第17条 利用者は、体育館の施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、<u>教育委員会</u>及び指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第18条 利用者は、故意又は過失により体育館の施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u> が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>(委任) 第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 別表(第6条関係) 1 団体利用の場合の利用料金 (略)</p> <p>備考 1～5 (略) 6 次の各号のいずれかに該当するときの利用料金は、当該利用区分に係る利用料金に、当該各号に定める倍数又は割合以内において、指定管理者が市長の承認を得て定める倍数又は割合を乗じて得た額とする。 (1)・(2) (略) (3) 開館前及び閉館後に準備等で利用する場合 ア (略) イ 閉館後(午後10時までに限る。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。)1時間(1時間未満の時間は、1時間とする。)につき、当該利用施設に係る夜間の利用料金の5割 7・8 (略) 2 個人利用の場合の利用料金 (1) 通常の利用料金 (略)</p>	<p>(委任) 第19条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。 別表(第6条関係) 1 団体利用の場合の利用料金 (略)</p> <p>備考 1～5 (略) 6 次の各号のいずれかに該当するときの利用料金は、当該利用区分に係る利用料金に、当該各号に定める倍数又は割合以内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める倍数又は割合を乗じて得た額とする。 (1)・(2) (略) (3) 開館前及び閉館後に準備等で利用する場合 ア (略) イ 閉館後(午後10時までに限る。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。)1時間(1時間未満の時間は、1時間とする。)につき、当該利用施設に係る夜間の利用料金の5割 7・8 (略) 2 個人利用の場合の利用料金 (1) 通常の利用料金 (略)</p>

改正案	現行
<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個人利用をすることができる体育館の施設は、大体育室、小体育室、卓球室、柔道場、剣道場、トレーニング室及び指定管理者が市長の承認を得て指定する場所とする。ただし、トレーニング室は、3歳未満の者及び幼児・児童・生徒は利用することができない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(2) トレーニング室を定期利用する場合の利用料金 (略)</p>	<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個人利用をすることができる体育館の施設は、大体育室、小体育室、卓球室、柔道場、剣道場、トレーニング室及び指定管理者が教育委員会の承認を得て指定する場所とする。ただし、トレーニング室は、3歳未満の者及び幼児・児童・生徒は利用することができない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(2) トレーニング室を定期利用する場合の利用料金 (略)</p>
<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 複数月分（6か月までの分に限る。）の定期券を発行する場合の利用料金は、当該利用時間に対応する利用料金に当該月数を乗じた金額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 複数月分（6か月までの分に限る。）の定期券を発行する場合の利用料金は、当該利用時間に対応する利用料金に当該月数を乗じた金額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>6 寝屋川市文化振興条例（附則第8項関係）</p> <p>改正案</p> <p>(寝屋川市文化振興会議の設置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 会議は、市長の諮問に応じ、文化の振興に関する重</p>	<p>現行</p> <p>(寝屋川市文化振興会議の設置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 会議は、教育委員会の諮問に応じ、文化の振興に関する重</p>



改正案	現行
<p>要事項について意見を述べるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 委員は、市民、学識経験を有する者及び関係団体の代表者等のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、会議の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>要事項について意見を述べるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 委員は、市民、学識経験を有する者及び関係団体の代表者等のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、会議の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。</p>
<p>7 寝屋川市立地域交流センター条例 (附則第9項関係)</p> <p>改正案</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号に定める名称のほか、愛称を定めることができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、市長がその職務を行う。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、第1項第1号に定める名称のほか、愛称を定めることができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、教育委員会がその職務を行う。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長<u>                    </u>の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 利用料金(附属設備に係るものを除く。)は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長<u>                    </u>の承認を得て定めるものとする。</p> <p>5 附属設備の利用料金は、<u>規則                    </u>で定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長<u>                    </u>の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 市長<u>                    </u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(自転車駐車場の利用料金の減免)</p> <p>第8条 指定管理者は、あらかじめ市長<u>                    </u>が定める基準に従い、自転車駐車場の利用料金を免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の利用時間については、指定管理者が必要があると認めるときは、市長<u>                    </u>の承認を得て、これを変更すること</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長又は<u>教育委員会</u>の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 利用料金(附属設備に係るものを除く。)は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。</p> <p>5 附属設備の利用料金は、<u>教育委員会規則</u>で定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(自転車駐車場の利用料金の減免)</p> <p>第8条 指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>が定める基準に従い、自転車駐車場の利用料金を免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の利用時間については、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、これを変更すること</p>

改正案	現行
<p>ができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第12条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、臨時に閉館し、又は休館することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(附属設備の改造等)</p> <p>第16条 指定管理者は、<u>市長</u>の承認を得て、附属設備の追加及び改造を行うことができる。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第20条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p>	<p>ができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第12条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、臨時に閉館し、又は休館することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(附属設備の改造等)</p> <p>第16条 指定管理者は、<u>教育委員会</u>の承認を得て、附属設備の追加及び改造を行うことができる。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第20条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p>

改正案	現行
<p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 利用者 (自転車駐車場の利用者を除く。)の住所 (法人又は事業所にあつては、その事務所の所在地)が寝屋川市の区域外であるときは、当該利用区分に係る利用料金の5割以内において、指定管理者が市長の承認を得て定める割合を加算した額を利用料金とすることができ。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用区分に係る利用料金 (加算のあるときは、加算して算出した利用料金をいう。)の当該各号に定める割合又は当該各号に定める額以内において、指定管理者が市長の承認を得て定める割合又は額を加算した額を利用料金とすることができる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>5~7 (略)</p>	<p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 利用者 (自転車駐車場の利用者を除く。)の住所 (法人又は事業所にあつては、その事務所の所在地)が寝屋川市の区域外であるときは、当該利用区分に係る利用料金の5割以内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める割合を加算した額を利用料金とすることができ。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用区分に係る利用料金 (加算のあるときは、加算して算出した利用料金をいう。)の当該各号に定める割合又は当該各号に定める額以内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める割合又は額を加算した額を利用料金とすることができる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>5~7 (略)</p>

8 寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例 (附則第10項関係)

改正案	現行
<p>(ギャラリーの事業)</p>	<p>(ギャラリーの事業)</p>

改正案	現行
<p>第5条 寝屋川市市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 寝屋川市の主権による文化事業に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、文化活動の振興に資する事業</p> <p>（利用の制限）</p> <p>第6条 教育委員会は、市駅前図書館（ギャラリーを除く。以下この項、第14条第1項及び第15条において同じ。）の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市駅前図書館への入館を拒み、又は市駅前図書館からの退館を命ずることができ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 市長は、ギャラリーの来観者が次の各号のいずれかに該当するときは、ギャラリーへの入館を拒み、又はギャラリーからの退館を命ずることができ。</p> <p>(1) 他の来観者に著しい迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理上支障があるとき。</p> <p>（ギャラリーの使用許可）</p> <p>第7条 ギャラリーを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p>	<p>第5条 寝屋川市市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 教育委員会の主権による文化事業に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、文化活動を振興し、社会教育の推進に必要な事業</p> <p>（利用の制限）</p> <p>第6条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市駅前図書館への入館を拒み、又は市駅前図書館からの退館を命ずることができ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>（新設）</p> <p>（ギャラリーの使用許可）</p> <p>第7条 ギャラリーを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p>

改正案	現行
<p>2 市長 _____ は、前項の許可を与える場合において必要があると認めるときは、その許可について条件を付することができる。</p> <p>(ギャラリーの使用の制限)</p> <p>第8条 市長 _____ は、次の各号のいずれかに該当するときは、ギャラリーの使用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(ギャラリーの使用期間の制限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の使用期間は、ギャラリーの業務に支障がなく、かつ、市長 _____ が特に必要と認めるときは、7日を超えて延長することができる。</p> <p>(ギャラリーの使用料)</p> <p>第10条 ギャラリーを使用する者(以下「使用者」という。)は、_____ 別表に定めるギャラリーの使用に係る料金(以下「使用料」という。)を前納しなければならない。</p> <p>2 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由その他市長 _____ が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(ギャラリーの使用許可の取消し等)</p> <p>第11条 市長 _____ は、ギャラリーの使用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又はその使用の中止若しくは退去を命じることができる。</p>	<p>2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において必要があると認めるときは、その許可について条件を付することができる。</p> <p>(ギャラリーの使用の制限)</p> <p>第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ギャラリーの使用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(ギャラリーの使用期間の制限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の使用期間は、ギャラリーの業務に支障がなく、かつ、教育委員会が特に必要と認めるときは、7日を超えて延長することができる。</p> <p>(ギャラリーの使用料)</p> <p>第10条 ギャラリーを使用する者(以下「使用者」という。)は、教育委員会に別表に定めるギャラリーの使用に係る料金(以下「使用料」という。)を前納しなければならない。</p> <p>2 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由その他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(ギャラリーの使用許可の取消し等)</p> <p>第11条 教育委員会は、ギャラリーの使用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又はその使用の中止若しくは退去を命じることができる。</p>

改正案	現行
<p>(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第12条 ギャラリーの使用の許可を受けた者は、その使用が終わったとき又は前条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止若しくは退去を命じられたときは、使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 ギャラリーの使用の許可を受けた者は、その施設又はその附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があるとき、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、市駅前図書館の管理に關し必要な事項は教育委員会規則で、ギャラリーの管理に關し必要な事項は規則で、それぞれ定める。</p>	<p>(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第12条 ギャラリーの使用の許可を受けた者は、その使用が終わったとき又は前条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止若しくは退去を命じられたときは、使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 ギャラリーの使用の許可を受けた者は、その施設又はその附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

## 9 寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例 (附則第11項関係)

改正案	現行
<p>(入館の禁止等)            第4条 市長 は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。            (1)～(3) (略)            (委任)            第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(入館の禁止等)            第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。            (1)～(3) (略)            (委任)            第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。</p>

## 10 寝屋川市文化財保護条例 (附則第12項関係)

改正案	現行
<p>(財産権等の尊重及び他の公益との調整)            第5条 市長 は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。            (指定)            第6条 市長 は、寝屋川市の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの又は府条例第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち寝屋川市にとつて重要なものを寝屋川市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。            2 市長 は、前項の規定による指定をしようとするとき</p>	<p>(財産権等の尊重及び他の公益との調整)            第5条 寝屋川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。            (指定)            第6条 教育委員会は、寝屋川市の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの又は府条例第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち寝屋川市にとつて重要なものを寝屋川市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。            2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするとき</p>



改正案	現行
<p>は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づき占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならぬ。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長_____は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、第51条に規定する寝屋川市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならぬ。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第1項の規定による指定をしたときは、市長_____は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならぬ。</p> <p>(解除)</p> <p>第7条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他規則_____で定める事由があるときは、市長_____は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の場合には、市長_____は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならぬ。</p> <p>5 第2項で準用する前条第4項又は前項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときは、当該有形文化財の所有者は、速やかに前条第6項に規定する指定書を市長_____に返付しなければならぬ。</p>	<p>は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づき占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならぬ。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、第51条に規定する寝屋川市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならぬ。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならぬ。</p> <p>(解除)</p> <p>第7条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他寝屋川市教育委員会規則（以下「教委規則」という。）で定める事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならぬ。</p> <p>5 第2項で準用する前条第4項又は前項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときは、当該有形文化財の所有者は、速やかに前条第6項に規定する指定書を教育委員会に返付しなければならぬ。</p>

改正案	現行
<p>(所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第8条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づき<u>規則</u>及び<u>市長</u>の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任した場合も、同様とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(所有者又は管理責任者の変更等)</p> <p>第9条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対して交付された指定書を添えて、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関してこの条例に基づいて行われた<u>市長</u>の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利及び義務を継承するものとする。</p> <p>3 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るものであるときは、届出の際に、指定書を添えなければならない。</p> <p>(滅失、損傷等)</p>	<p>(所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第8条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づき<u>教委規則</u>及び<u>教育委員会</u>の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任した場合も、同様とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(所有者又は管理責任者の変更等)</p> <p>第9条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対して交付された指定書を添えて、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関してこの条例に基づいて行われた<u>教育委員会</u>の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利及び義務を継承するものとする。</p> <p>3 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るものであるときは、届出の際に、指定書を添えなければならない。</p> <p>(滅失、損傷等)</p>

改正案	現行
<p>第10条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならぬ。</p> <p>(所在の変更)</p> <p>第11条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならぬ。ただし、規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。</p> <p>(修理の届出等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならぬ。ただし、次条第1項の規定による補助金の交付を受けて行う修理、第15条第2項の規定による勧告又は第17条第1項の規定による許可を受けて行う修理については、この限りでない。</p> <p>3 市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、市長は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導及び助言をすることができる。</p> <p>(管理又は修理の補助等)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>第10条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならぬ。</p> <p>(所在の変更)</p> <p>第11条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならぬ。ただし、教委規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。</p> <p>(修理の届出等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならぬ。ただし、次条第1項の規定による補助金の交付を受けて行う修理、第15条第2項の規定による勧告又は第17条第1項の規定による許可を受けて行う修理については、この限りでない。</p> <p>3 市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導及び助言をすることができる。</p> <p>(管理又は修理の補助等)</p> <p>第13条 (略)</p>

改正案	現行
<p>2 前項の規定により補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第14条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、寝屋川市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 管理又は修理に関し、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(管理又は修理に関する勧告)</p> <p>第15条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、市長は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。</p> <p>2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、市長は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(有償譲渡の場合の納付金)</p>	<p>2 前項の規定により補助金を交付する場合には、教育委員会 は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第14条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、寝屋川市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 管理又は修理に関し、この条例又はこれに基づく<u>教委規則</u>に違反したとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(管理又は修理に関する勧告)</p> <p>第15条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。</p> <p>2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(有償譲渡の場合の納付金)</p>

## 改正案

## 現行

<p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、第1号に掲げる算式により得られた数値に第2号に掲げる算式により得られた年数を乗じて得た金額に相当する金額とする。ただし、第2号に掲げる算式により得られた年数に1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (補助金又は負担金の額) ÷ (補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財につき市長が定める耐用年数 (以下この項において「耐用年数」という。))</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第17条 市指定有形文化財に関して、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号アに掲げる維持の措置の範囲は、規則で定める。</p> <p>3 市長は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は、当該許可に係る現状の変更若しく</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、第1号に掲げる算式により得られた数値に第2号に掲げる算式により得られた年数を乗じて得た金額に相当する金額とする。ただし、第2号に掲げる算式により得られた年数に1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (補助金又は負担金の額) ÷ (補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数 (以下この項において「耐用年数」という。))</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第17条 市指定有形文化財に関して、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会 の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号アに掲げる維持の措置の範囲は、教委規則で定める。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、当該許可に係る現状の変更若しく</p>
<p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、第1号に掲げる算式により得られた数値に第2号に掲げる算式により得られた年数を乗じて得た金額に相当する金額とする。ただし、第2号に掲げる算式により得られた年数に1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (補助金又は負担金の額) ÷ (補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財につき市長が定める耐用年数 (以下この項において「耐用年数」という。))</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第17条 市指定有形文化財に関して、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号アに掲げる維持の措置の範囲は、規則で定める。</p> <p>3 市長は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は、当該許可に係る現状の変更若しく</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、第1号に掲げる算式により得られた数値に第2号に掲げる算式により得られた年数を乗じて得た金額に相当する金額とする。ただし、第2号に掲げる算式により得られた年数に1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (補助金又は負担金の額) ÷ (補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数 (以下この項において「耐用年数」という。))</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第17条 市指定有形文化財に関して、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会 の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号アに掲げる維持の措置の範囲は、教委規則で定める。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、当該許可に係る現状の変更若しく</p>

改正案	現行
<p>は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(市長 による公開)</p> <p>第19条 市長 是、市指定有形文化財の所有者に対し、6か月以内の期間を限って、市長 の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する場合のほか、市長 は、市指定有形文化財の所有者から市長 の行う公開の用に供するため市指定有形文化財を出品したい旨の申出があった場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。</p> <p>4 市長 は、第1項又は前項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(所有者による公開)</p> <p>第20条 市長 は、市指定有形文化財の所有者に対し、3か月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。</p> <p>2 市長 は、前項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p>	<p>は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(教育委員会による公開)</p> <p>第19条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6か月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する場合のほか、教育委員会は、市指定有形文化財の所有者から教育委員会の行う公開の用に供するため市指定有形文化財を出品したい旨の申出があった場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。</p> <p>4 教育委員会は、第1項又は前項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(所有者による公開)</p> <p>第20条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3か月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>3・4 (略)</p> <p>(所有者以外のものによる公開)</p> <p>第22条 市指定有形文化財の所有者以外のものがその主催する展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(報告)</p> <p>第23条 市長は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。</p> <p>(指定)</p> <p>第24条 市長は、寝屋川市の区域内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの又は府条例第32条第1項の規定により大阪府指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(所有者以外のものによる公開)</p> <p>第22条 市指定有形文化財の所有者以外のものがその主催する展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 教育委員会は、市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(報告)</p> <p>第23条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。</p> <p>(指定)</p> <p>第24条 教育委員会は、寝屋川市の区域内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの又は府条例第32条第1項の規定により大阪府指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を</p>

改正案	現行
<p>保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。</p> <p>3 <u>市長</u> は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第2項の規定による認定をしたときは、<u>市長</u> は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。</p> <p>7 <u>市長</u> は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認められるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。</p> <p>8 (略) (解除)</p> <p>第25条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他<u>規則</u>で定める事由があるときは、<u>市長</u> は、その指定を解除することができる。</p> <p>2 <u>市長</u> は、市指定無形文化財の保持者が支障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、又は保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときは、その認定を解除することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 前項の場合には、<u>市長</u> は、その旨を告示するととも</p>	<p>保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第2項の規定による認定をしたときは、<u>教育委員会</u>は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。</p> <p>7 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認められるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。</p> <p>8 (略) (解除)</p> <p>第25条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他<u>教委規則</u>で定める事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、市指定無形文化財の保持者が支障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、又は保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときは、その認定を解除することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 前項の場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示するととも</p>



改正案	現行
<p>に、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならぬ。</p> <p>7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、市長——は、その旨を告示しなければならぬ。</p> <p>（保持者の氏名変更等）</p> <p>第26条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他規則——で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を市長——に届け出なければならぬ。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であつた者）について、同様とする。</p> <p>（保存）</p> <p>第27条 市長——は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を講じることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（保存に関する助言又は勧告）</p>	<p>に、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならぬ。</p> <p>7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会——は、その旨を告示しなければならぬ。</p> <p>（保持者の氏名変更等）</p> <p>第26条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他教委規則——で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会——に届け出なければならぬ。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であつた者）について、同様とする。</p> <p>（保存）</p> <p>第27条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を講じることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（保存に関する助言又は勧告）</p>

改正案	現行
<p>第28条 市長 は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たたることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。 (公開)</p> <p>第29条 市長 は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。</p> <p>2 市長 は、前項の規定による市指定無形文化財の公開に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>3 第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する費用は、当該公開を市長 が行う場合には寝屋川市の負担とし、それ以外の場合には予算の範囲内でその全部又は一部を寝屋川市の負担とすることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前項の規定により補助金を交付する場合には、市長 は、その条件として公開に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該公開について指揮監督することができる。</p> <p>6・7 (略) (指定)</p> <p>第30条 市長 は、寝屋川市の区域内に存する有形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの又は府条例第38条第1項の規定により大阪府指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち寝屋川</p>	<p>第28条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たたることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。 (公開)</p> <p>第29条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による市指定無形文化財の公開に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>3 第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する費用は、当該公開を教育委員会が行う場合には寝屋川市の負担とし、それ以外の場合には予算の範囲内でその全部又は一部を寝屋川市の負担とすることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前項の規定により補助金を交付する場合には、教育委員会 は、その条件として公開に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該公開について指揮監督することができる。</p> <p>6・7 (略) (指定)</p> <p>第30条 教育委員会は、寝屋川市の区域内に存する有形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの又は府条例第38条第1項の規定により大阪府指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち寝屋川</p>

## 改正案

## 現行

<p>市にとって重要なものを寝屋川市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの又は府条例第38条第1項の規定により大阪府指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2～4 （略） （解除）</p> <p>第31条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他規則で定める事由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 第5項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除については、市長は、その旨を告示しなければならない。（市指定有形民俗文化財の現状変更等の届出）</p> <p>第32条 市指定有形民俗文化財に関して、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、その保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合その他規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 市指定有形民俗文化財を保護するため必要があると認めるときは、市長は、前項の規定に係る市指定</p>	<p>市にとって重要なものを寝屋川市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの又は府条例第38条第1項の規定により大阪府指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2～4 （略） （解除）</p> <p>第31条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他教委規則で定める事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 第5項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。（市指定有形民俗文化財の現状変更等の届出）</p> <p>第32条 市指定有形民俗文化財に関して、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、その保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合その他教委規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 市指定有形民俗文化財を保護するため必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の規定に係る市指定</p>
--	--

改正案	現行
<p>有形民俗文化財の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に 関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(市指定無形民俗文化財の保存)</p> <p>第34条 市長 は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要 があるとき、当該市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執るこ とができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(市指定無形民俗文化財の記録の公開)</p> <p>第35条 市長 は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者 に対し、その記録の公開を勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)</p> <p>第36条 市長 は、市指定無形民俗文化財の保存に当たる ことを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言 又は勧告をすることができる。</p> <p>(指定制)</p> <p>第37条 市長 は、寝屋川市の区域内に存する記念物(法 第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に 指定されたもの又は府条例第46条第1項の規定により大阪府 指定史跡、大阪府指定名勝若しくは大阪府指定天然記念物に 指定されたものを除く。)のうち寝屋川市にとって重要なもの を寝屋川市指定史跡、寝屋川市指定名勝又は寝屋川市指定天 然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)</p>	<p>有形民俗文化財の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に 関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(市指定無形民俗文化財の保存)</p> <p>第34条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必 要があると認めるときは、当該市指定無形民俗文化財につい て自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執るこ とができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(市指定無形民俗文化財の記録の公開)</p> <p>第35条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者 に対し、その記録の公開を勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)</p> <p>第36条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たる ことを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言 又は勧告をすることができる。</p> <p>(指定制)</p> <p>第37条 教育委員会は、寝屋川市の区域内に存する記念物(法 第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に 指定されたもの又は府条例第46条第1項の規定により大阪府 指定史跡、大阪府指定名勝若しくは大阪府指定天然記念物に 指定されたものを除く。)のうち寝屋川市にとって重要なもの を寝屋川市指定史跡、寝屋川市指定名勝又は寝屋川市指定天 然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)</p>

改正案	現行
<p>に指定することができる。</p> <p>2 (略) (解除)</p> <p>第38条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合<u>その他規則</u>で定める事由があるときは、<u>市長</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 (略) (管理及び復旧)</p> <p>第39条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、この条例並びにこれに基づく<u>規則</u>及び<u>市長</u>の指示に従い、当該市指定史跡名勝天然記念物の管理及び復旧にあたるものとする。</p> <p>2・3 (略) (標識等の設置)</p> <p>第40条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、<u>規則</u>に定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。</p> <p>(土地の所在等の異動の届出)</p> <p>第41条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第43条で準用する第8条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、</p>	<p>に指定することができる。</p> <p>2 (略) (解除)</p> <p>第38条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合<u>その他教委規則</u>で定める事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 (略) (管理及び復旧)</p> <p>第39条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、この条例並びにこれに基づく<u>教委規則</u>及び<u>教育委員会</u>の指示に従い、当該市指定史跡名勝天然記念物の管理及び復旧にあたるものとする。</p> <p>2・3 (略) (標識等の設置)</p> <p>第40条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、<u>教委規則</u>に定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。</p> <p>(土地の所在等の異動の届出)</p> <p>第41条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第43条で準用する第8条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、</p>

改正案	現行
<p>市長 _____ に届け出なければならない。 (現状変更等の制限及び原状回復の命令) 第42条 (略)</p> <p>2 前項の規定により準用する第17条第1項に規定する許可を受けず、又は前項の規定により準用する第17条第3項の規定による許可の条件に従わないで、市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、市長 _____ は、原状回復を命じることができる。この場合には、市長 _____ は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。 (選定等)</p> <p>第44条 市長 _____ は、寝屋川市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの又は府条例第62条第1項の規定により大阪府選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、寝屋川市として保存の措置を講ずる必要があるものを寝屋川市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。</p> <p>2 市長 _____ は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保持することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。</p> <p>3 (略) (解除)</p>	<p>教育委員会に届け出なければならない。 (現状変更等の制限及び原状回復の命令) 第42条 (略)</p> <p>2 前項の規定により準用する第17条第1項に規定する許可を受けず、又は前項の規定により準用する第17条第3項の規定による許可の条件に従わないで、市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、教育委員会は、原状回復を命じることができる。この場合には、教育委員会は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。 (選定等)</p> <p>第44条 教育委員会は、寝屋川市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの又は府条例第62条第1項の規定により大阪府選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、寝屋川市として保存の措置を講ずる必要があるものを寝屋川市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保持することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。</p> <p>3 (略) (解除)</p>

## 改正案

## 現行

<p>第45条 市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他規則で定める事由があるときは、市長は、その選定を解除することができる。</p> <p>2 市長は、市選定保存技術の保持者が支障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、又は保存団体がその構成員の異動のため保存団体として適当でなくなつたと認められるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前条第2項の認定が保持者のみにつてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保持団体のみにつてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項について同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、市長は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(保存)</p> <p>第47条 市長は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、当該市選定保存技術について自ら記録の作成又は伝承者の養成その他当該市選定保存技術の保存のため適当な措置を執ることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第45条 市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他教委規則で定める事由があるときは、教育委員会は、その選定を解除することができる。</p> <p>2 教育委員会は、市選定保存技術の保持者が支障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、又は保存団体がその構成員の異動のため保存団体として適当でなくなつたと認められるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前条第2項の認定が保持者のみにつてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保持団体のみにつてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項について同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(保存)</p> <p>第47条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、当該市選定保存技術について自ら記録の作成又は伝承者の養成その他当該市選定保存技術の保存のため適当な措置を執ることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>(保存に関する指導又は助言)</p> <p>第49条 市長_____は、市選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>(埋蔵文化財の保護)</p> <p>第50条 市長_____は、寝屋川市の区域内に存する法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸しないよう所有者その他関係者に適切な指導又は助言を行い、その防止に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 何人も、市長_____が行う埋蔵文化財の発掘調査その他保護のための措置に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(文化財保護審議会)</p> <p>第51条 文化財に関する市長_____の諮問に应ずるため、法第190条の規定に基づき審議会を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則_____で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第52条 この条例の施行について必要な事項は、規則_____で定める。</p> <p>第54条 第17条又は第43条の規定に違反して、市長_____の許可を受けず、又はその許可の条件に従わないで市指定有形文</p>	<p>(保存に関する指導又は助言)</p> <p>第49条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>(埋蔵文化財の保護)</p> <p>第50条 教育委員会は、寝屋川市の区域内に存する法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸しないよう所有者その他関係者に適切な指導又は助言を行い、その防止に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 何人も、教育委員会が行う埋蔵文化財の発掘調査その他保護のための措置に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(文化財保護審議会)</p> <p>第51条 文化財に関する教育委員会の諮問に应ずるため、法第190条の規定に基づき審議会を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、教委規則_____で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第52条 この条例の施行について必要な事項は、教委規則_____で定める。</p> <p>第54条 第17条又は第43条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、又はその許可の条件に従わないで市指定有形文</p>



改正案

現行

化財又は市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は市長の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

化財又は市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

11 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（附則第13項関係）

改正案

現行

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	担 任 事 務
市長	寝屋川市立市民会館指定管理者選定委員会 寝屋川市立高齢者福祉センター指定管理者選定委員会 寝屋川市営住宅指定管理者選定委員会 寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会 寝屋川市立エスポール指定管理者選定委員会	指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定量。）の候補者の選定に調査審議に関する事務
教育委員会	寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	担 任 事 務
市長	寝屋川市立市民会館指定管理者選定委員会 寝屋川市立高齢者福祉センター指定管理者選定委員会 寝屋川市営住宅指定管理者選定委員会 寝屋川市立エスポール指定管理者選定委員会 寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会 寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会 寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定量。）の候補者の選定に調査審議に関する事務

(議案第 29 号関係)

## 包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結

契約の相手方の略歴・実績 別紙 1

監査委員の意見聴取 別紙 2

監査委員の意見 別紙 3

[根拠法令]

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項

別紙1

包括外部監査契約の相手方の略歴・実績

住 所 XX  
 氏 名 岡本 真理子 (おかもと まりこ)  
 生年月日 XXXXXXXXXX/XXXX/XXXX

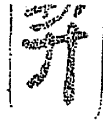
略 歴

平成20年12月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所
平成21年3月	京都大学文学部 卒業
平成25年1月	公認会計士登録
令和3年7月	有限責任監査法人トーマツ 退所
”	岡本公認会計士事務所 設立
”	一般社団法人行政経営支援機構 入所

包括外部監査に係る実績

平成27年度	尼崎市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 債権管理事務について（市税を除く。）
平成28年度	尼崎市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 指定管理者制度について
平成30年度	奈良市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について
	堺市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 教育関連事業（主として学校教育）に関する財務事務の執行について
令和3年度	東大阪市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金 その他補助金の性質を有する一切のものに係る財務事務の執行及び管理の状況について
令和4年度	寝屋川市包括外部監査人 〔テーマ〕 債権管理事務について
	泉南市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

令和4年度	東大阪市包括外部監査補助者 〔テーマ〕市税の賦課徴収等に係る財務事務の執行及び管理の状況について
令和5年度	寝屋川市包括外部監査人 〔テーマ〕下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について
	泉南市包括外部監査補助者 〔テーマ〕委託契約に関する財務事務について
	枚方市包括外部監査補助者 〔テーマ〕公共施設マネジメント及び直営施設の管理等に係る財務事務の執行について



監 第 1088 号  
令和 5 年 12 月 21 日

寝屋川市代表監査委員  
九鬼 康夫 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



令和 6 年度包括外部監査契約の締結について（協議）

令和 6 年度包括外部監査契約の締結に当たり、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、監査委員の御意見をお伺いいたします。

記

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告のため。

2 契約の相手方

(1) 住所



(2) 氏名

岡本 真理子

(3) 資格

公認会計士（登録 平成 25 年 1 月 24 日 第 30386 号）

(4) その他

地方自治法第 252 条の 28 第 3 項に関する欠格事由がない方であります。

3 契約の始期

令和 6 年 4 月 1 日

4 契約の金額

金 8,195,000 円を上限とする額

5 契約金の算定方法

別表のとおり

6 契約金の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に一括して支払う。



別 表

<p>基本費用</p>	<p>500,000円</p>
<p>執務費用</p>	<p>執務費用は、次の包括外部監査人執務費用及び補助者執務費用の合算額とする。</p> <p>(1) 包括外部監査人執務費用          包括外部監査人が監査に要した執務日数に 80,000 円を乗じた金額とする。          ただし、執務日数は、包括外部監査人の執務時間の合計を7で除して得た数とする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が0.5以上のときは切り上げて、端数が0.5未満のときは切り捨てるものとする。          また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への実地調査やヒアリング、報告書に係る市長等への提出等を含む。）に限る。</p> <p>(2) 補助者執務費用          外部監査人補助者が監査の事務の補助に要した執務日数に 80,000 円を乗じた金額とする。          ただし、執務日数は、外部監査人補助者の執務時間の合計を7で除して得るものとする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が0.5以上のときは切り上げて、端数が0.5未満のときは切り捨てるものとする。          また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への実地調査やヒアリング、報告書に係る市長等への提出等を含む。）に限る。</p>
<p>諸経費</p>	<p>550,000円</p> <p>諸経費は、交通費、印刷費、その他一切の事務費を含む。</p>

※ 上記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。



監 第 1121 号  
令和 5 年 12 月 28 日

寝屋川市長 広瀬慶輔様

寝屋川市監査委員

九 鬼 康



廣 岡 芳



辻 谷 恵

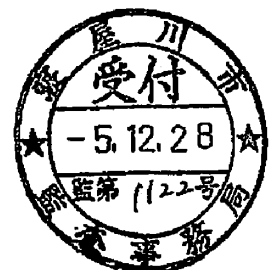


令和 6 年度包括外部監査契約の締結に係る意見について

令和 5 年 12 月 21 日付監第 1088 号により令和 6 年度包括外部監査契約の締結について、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、意見を求められたため、下記のとおり意見を述べます。

記

本件契約を締結することに異議ありません。



(議案第 30 号関係)

## 交野市と寝屋川市とのし尿及び浄化槽汚 泥の処分の事務委託

協議理由

し尿及び浄化槽汚泥の処分の事務を交野市に委託することについて、交野市と協議する。

[根拠法令]

地方自治法第 252 条の 14 第 3 項



(議案第 31 号関係)

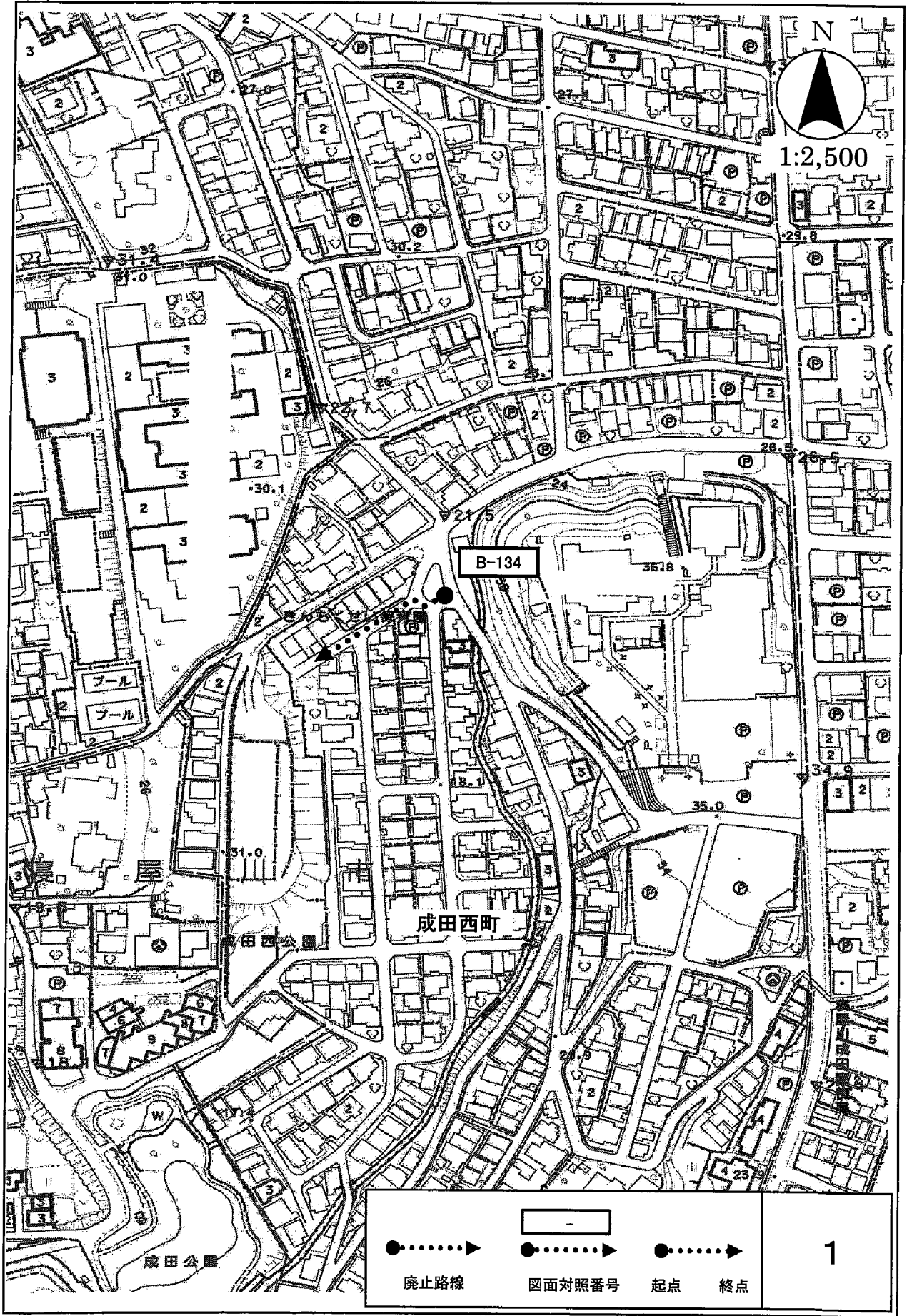
## 市 道 の 廃 止

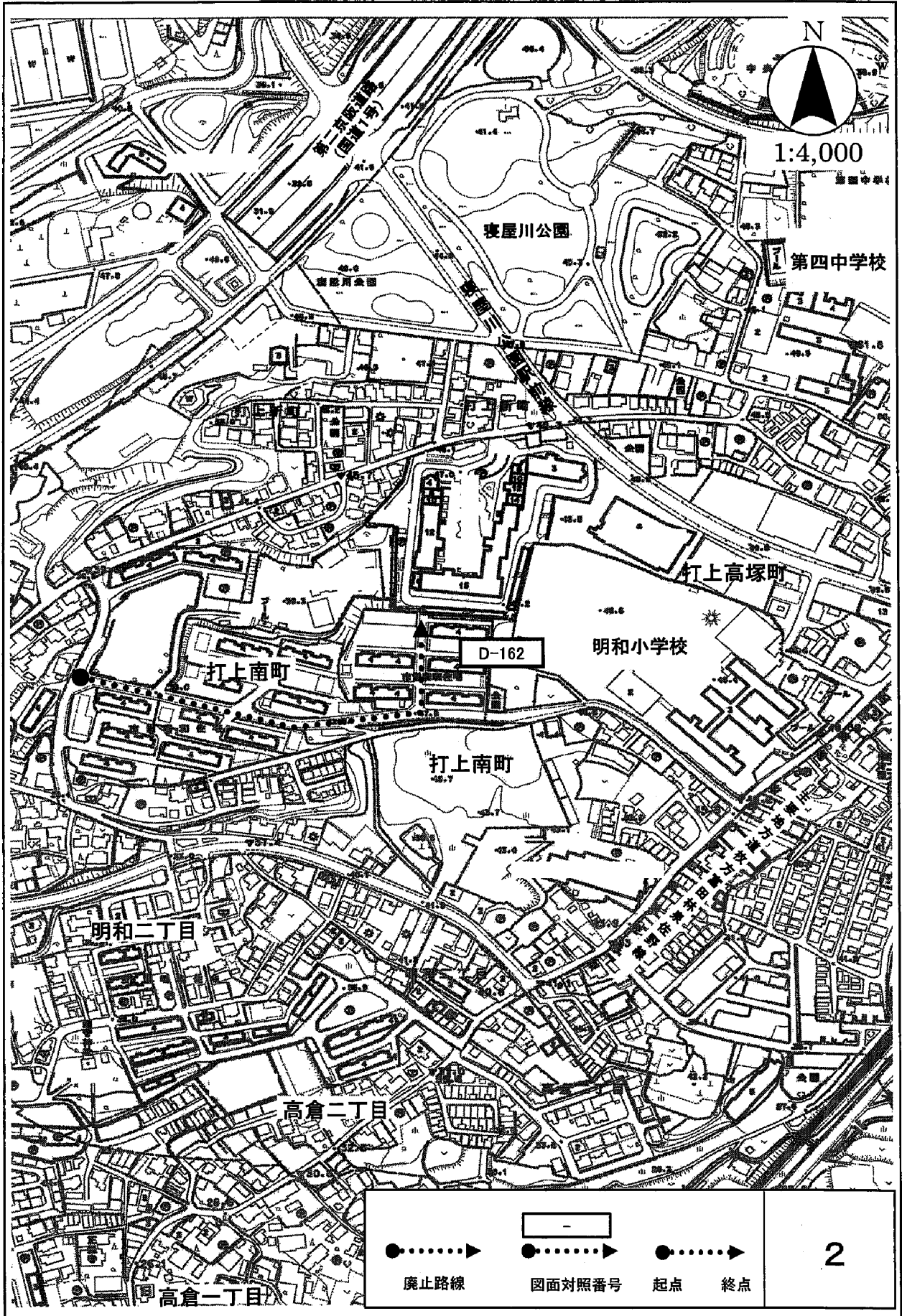
区 分	総 延 長	路 線 数
廃 止 予 定 数 値	450.20 m	3 路 線
現 在 数 値	332,094.85 m	2123 路 線
廃 止 後 予 定 数 値	331,644.65 m	2120 路 線

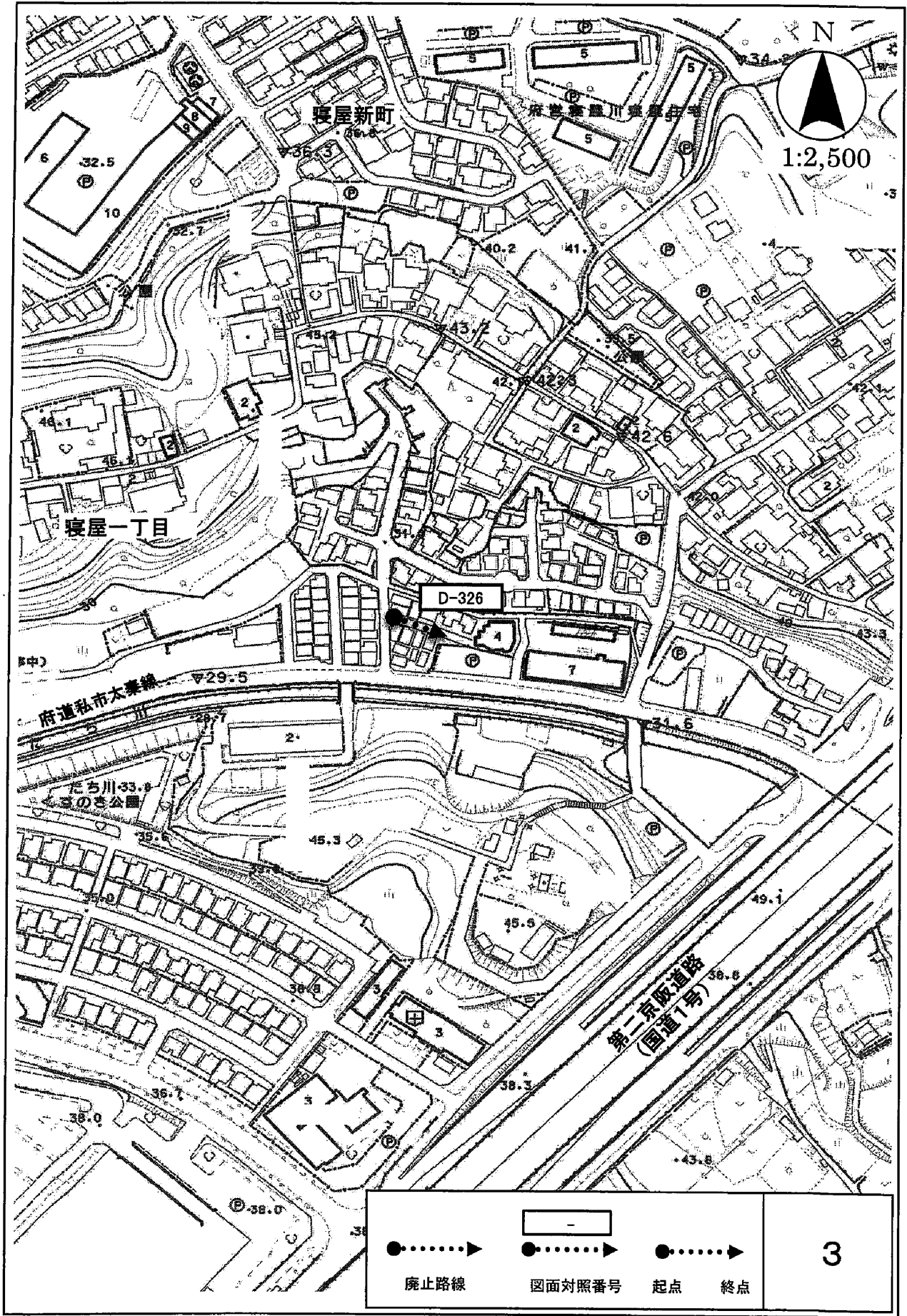
〔根拠法令〕

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項

図面 番号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)		備 考	図面頁
			最小	最大		
B-134	成田西5号線	84.10	5.92	6.55	終点の変更による	1
D-162	打上南町打上高塚 町1号線	340.40	6.05	10.34	終点の変更による	2
D-326	寝屋一丁目8号線	25.70	4.72	4.72	終点の変更による	3







(議案第 32 号関係)

## 市 道 の 認 定

区 分	総 延 長	路 線 数
認 定 予 定 数 値	1,430.74 m	17 路線
廃 止 予 定 数 値	450.20 m	3 路線
現 在 数 値	332,094.85 m	2,123 路線
廃 止 後 予 定 数 値	331,644.65 m	2,120 路線
認 定 後 予 定 数 値	333,075.39 m	2,137 路線

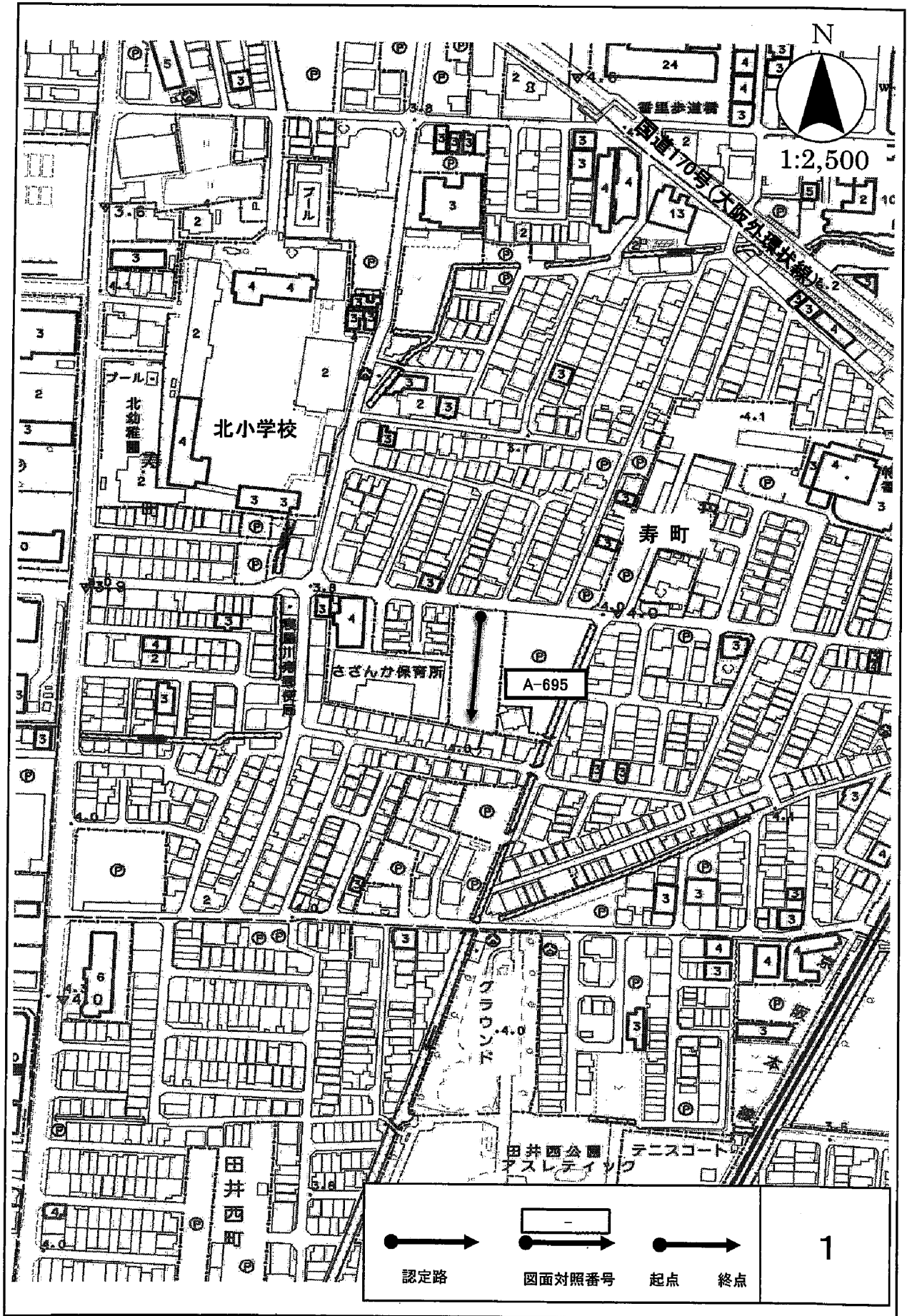
[根拠法令]

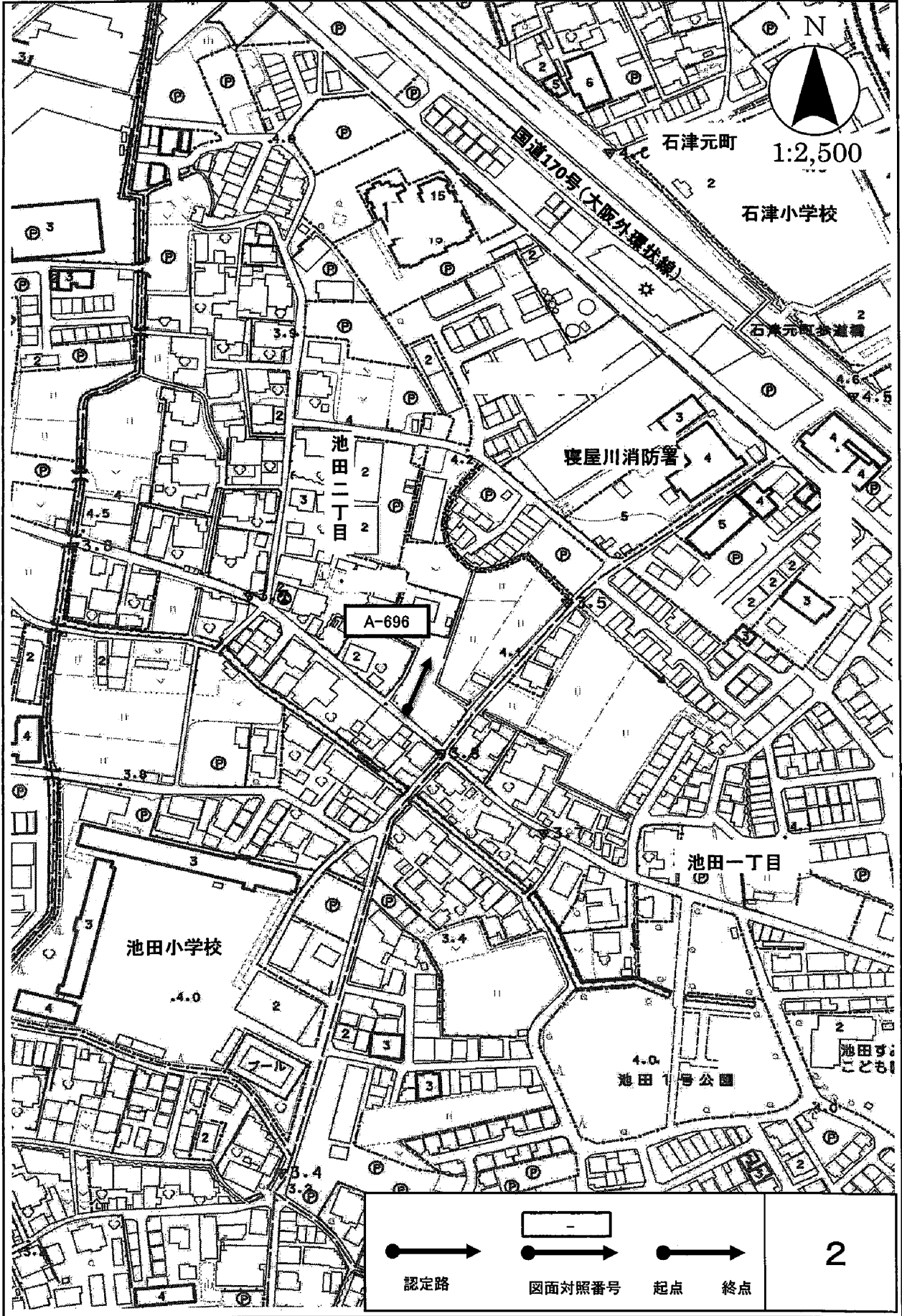
道路法第8条第2項

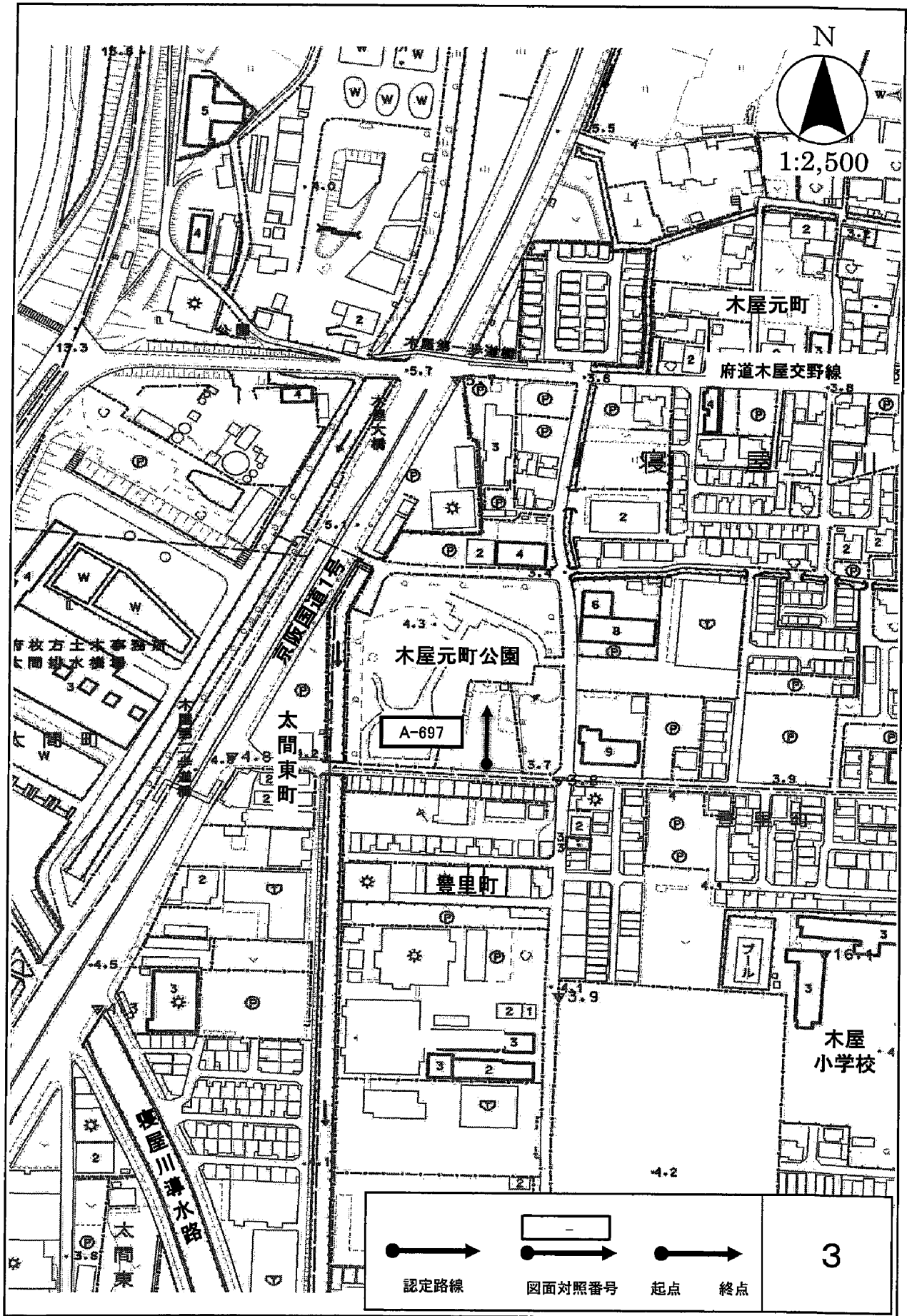
図面 対照 番 号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)		備 考	図面頁
			最小	最大		
A-695	寿13号線	52.00	5.00	5.00	民間開発による	1
A-696	池田二丁目9号線	35.00	4.70	4.70	民間開発による	2
A-697	木屋元町17号線	30.34	4.70	4.70	民間開発による	3
B-134	成田西5号線	84.20	5.92	6.55	民間開発による (終点の変更)	4
C-391	黒原旭7号線	54.10	4.70	4.70	民間開発による	5
C-392	黒原橋25号線	14.00	4.70	5.40	民間開発による	
D-162	打上南町打上高塚町 1号線	530.00	8.50	8.50	寝屋川公園駅周辺地区 都市再生整備計画に伴 う道路整備による (終点の変更)	6
D-326	寝屋一丁目8号線	41.00	4.72	4.72	他課からの所属替え による (終点の変更)	7
D-702	打上南町6号線	75.00	9.00	9.10	寝屋川公園駅周辺地区 都市再生整備計画に伴 う道路整備による	8
D-703	打上南町7号線	18.63	4.70	4.70	民間開発による	
D-704	明和一丁目12号線	54.74	4.70	4.35	民間開発による	9
D-705	高宮二丁目16号線	195.00	6.70	6.70	民間開発による	10
D-706	高宮二丁目17号線	89.49	4.70	4.70	民間開発による	

図面 対照 番 号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)		備 考	図面頁
			最小	最大		
D-707	高宮二丁目18号線	29.78	4.70	4.70	民間開発による	10
D-708	高宮二丁目19号線	14.83	4.70	4.70	民間開発による	
D-709	高宮二丁目20号線	18.10	4.70	4.70	民間開発による	
D-710	堀溝一丁目13号線	94.53	4.76	4.70	他課からの所属替えによる	11

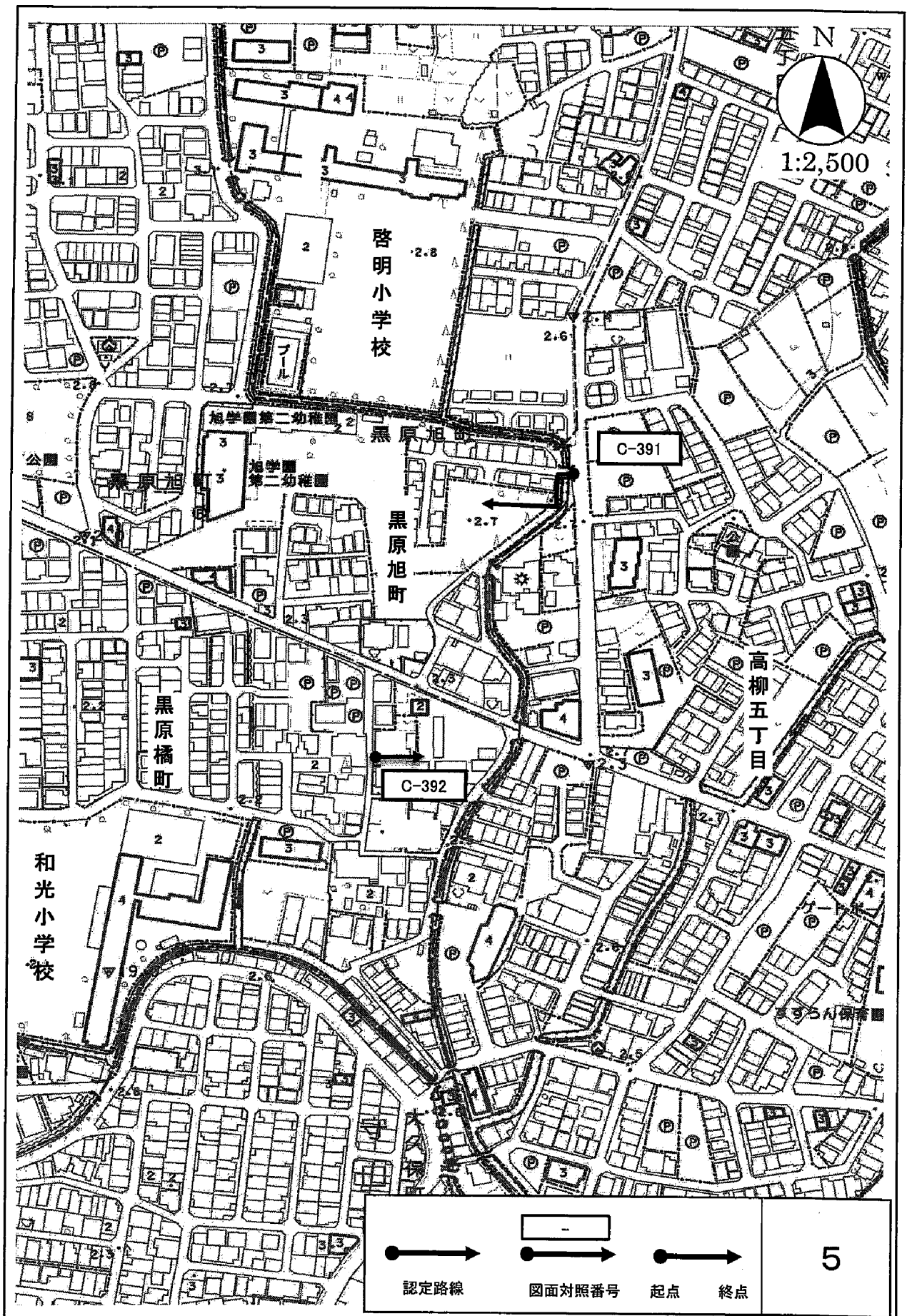


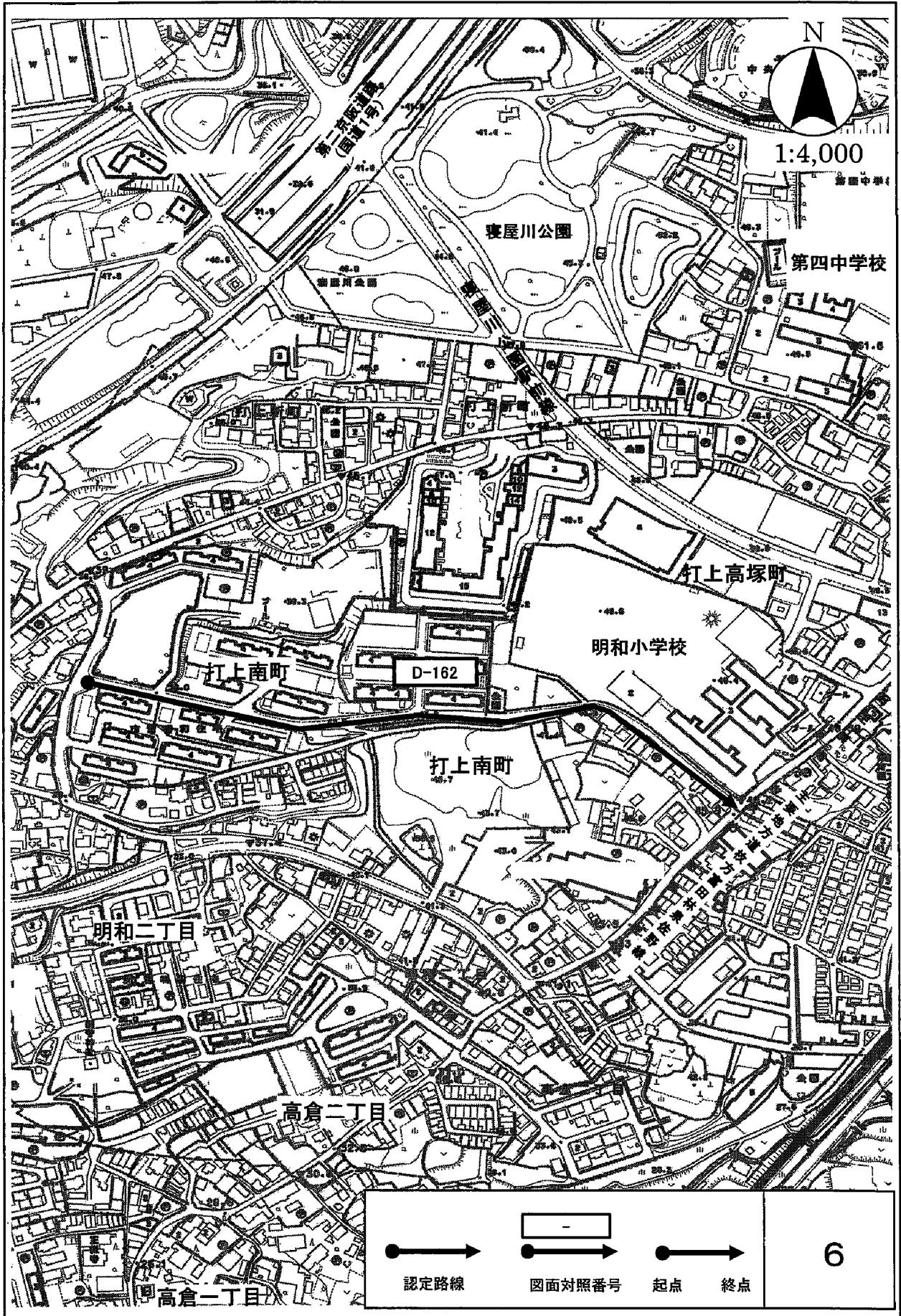


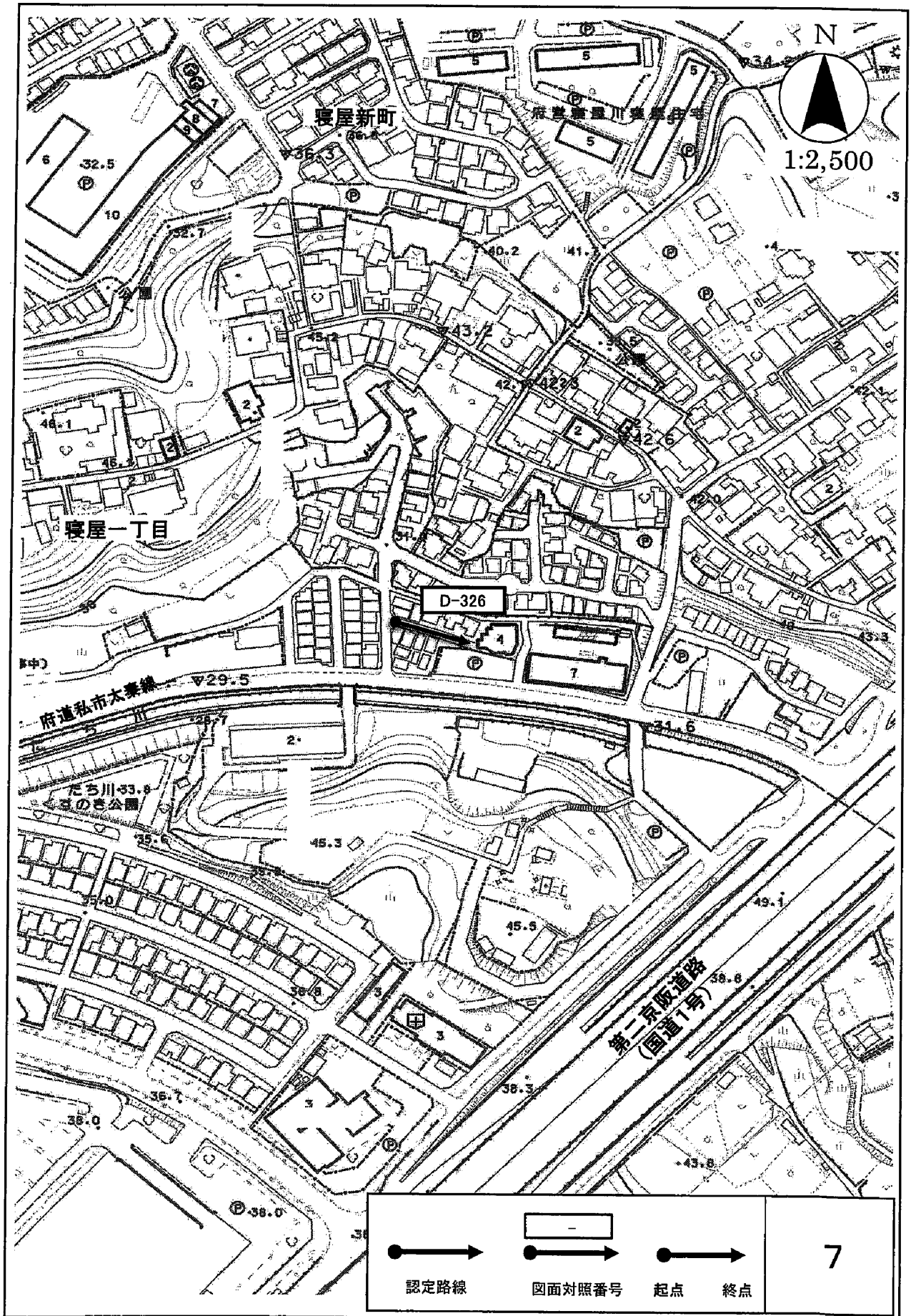


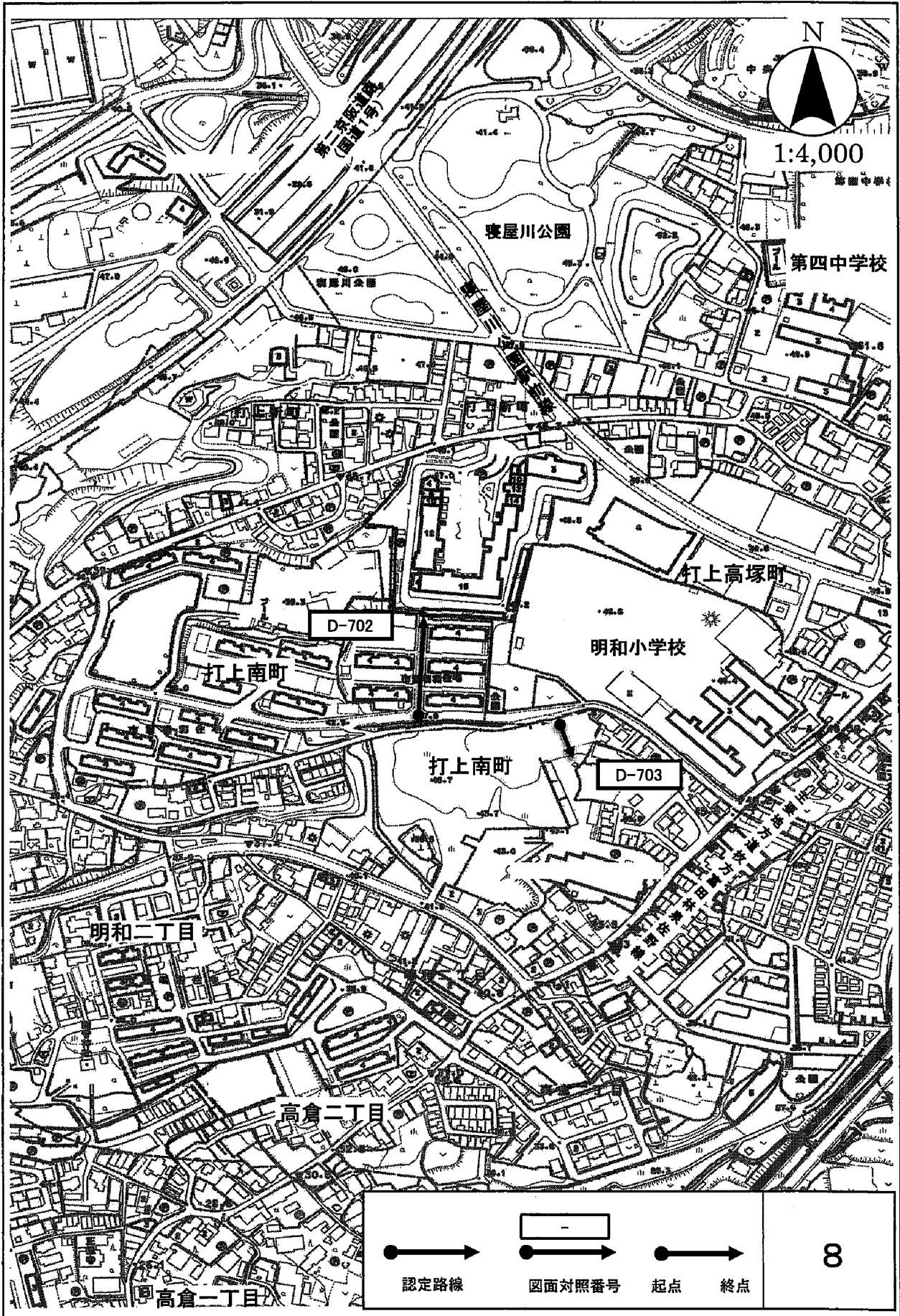




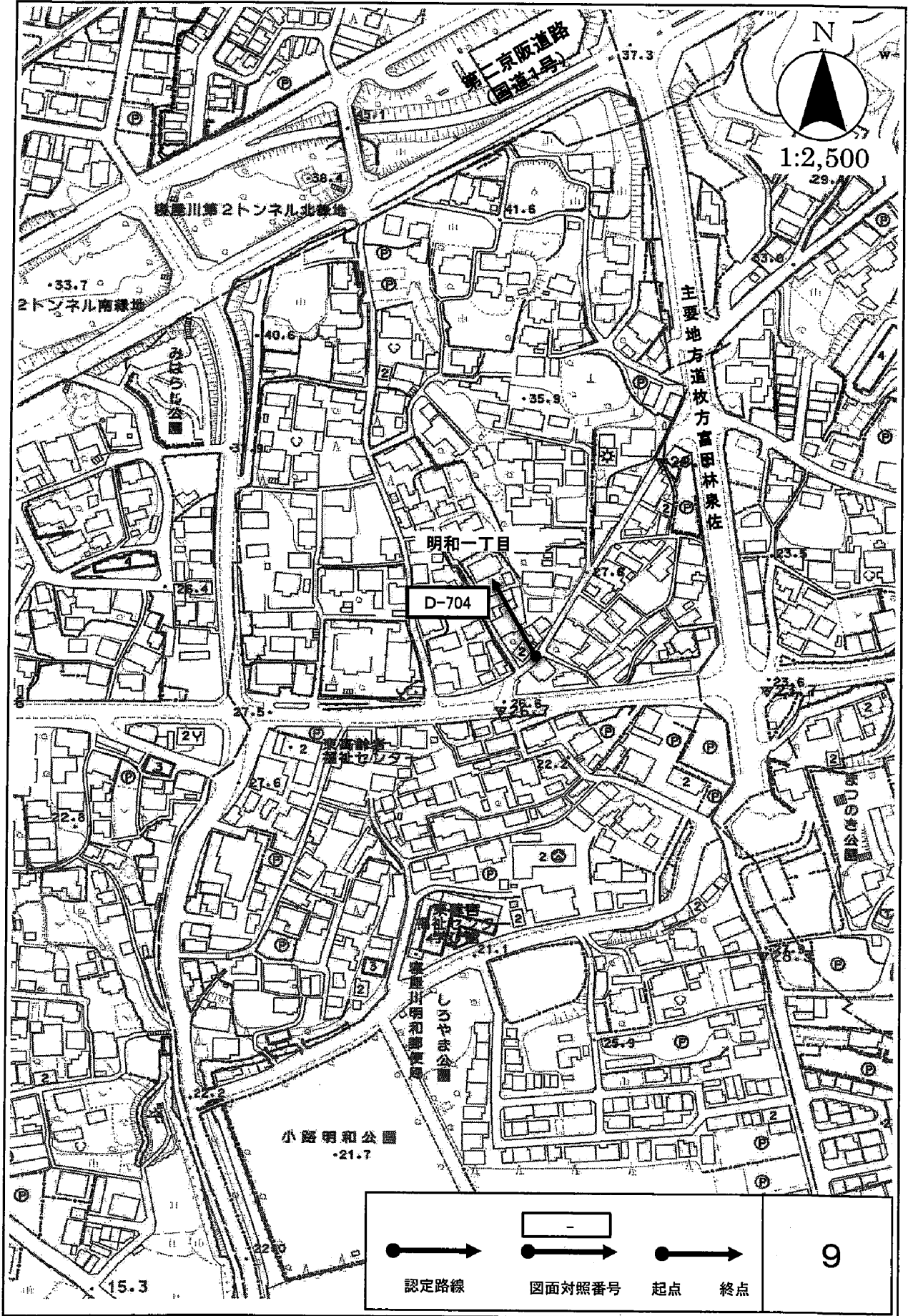


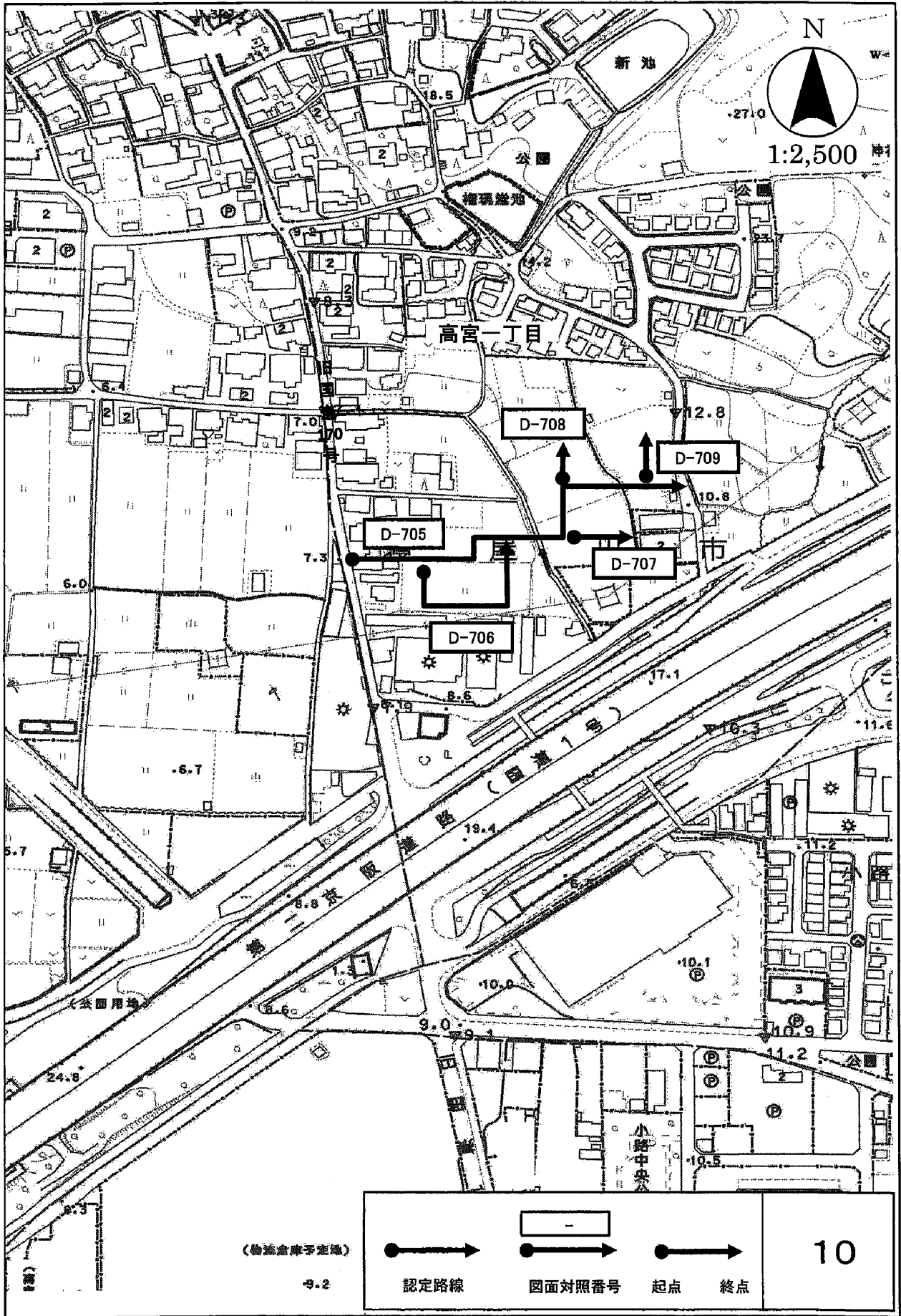












(物流倉庫予定地)

4.2

●——→ 認定路線

□——→ 図面对照番号

●——○ 起点 終点

10

